

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

教 委 規 則

○公告式規則の一部を改正する規則（第8号）……………2

告 示

- 市道路線の認定について（第238号）……………2
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第239号）…3
- 自転車等の撤去および保管について（第240号）……………4
- 個別排水処理施設の処理区域について（第241号）……………4
- 平成18年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第242号）……………5
- 平成18年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第243号）……………20
- 字の区域の設定について（第244号）……………23
- 字の区域の設定について（第245号）……………24
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の取消しについて（第246号）……………25
- 現金取扱員への再委任について（第247号）……………25
- 現金取扱員への再委任について（第248号）……………25
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第249号）…25
- 納税通知書の公示送達について（第250号）……………25
- 納税通知書の公示送達について（第251号）……………26
- 放置自転車等の撤去および保管について（第252号）……………26
- 地域総合整備資金貸付金の償還金の徴収事務の委託について（第254号）……………26
- 保存樹の指定の解除について（第255号）……………26
- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第256号）……………26
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退について（第257号）……………26
- 結核予防法による医療機関の指定について（第258号）……………27
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第259号）……………27
- 市議会臨時会の招集について（第260号）……………27
- 北野田公園アリーナおよびテニスコートの照明設備使用料の収納事務の委託について（第261号）……………27
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第262号）……………27
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第263号）……………27
- 生活保護法による医療機関の指定等について（第264号）…28

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第15号）……………28

選 管 告 示

- 農業委員会委員選挙における投票区の区域の一部の変更について（第22号）……………28
- 平成18年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第23号）……………30

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第12号）……………30

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第74号）……………30
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第75号）……………30
- 指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて（第76号）…31
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第77号）……………31
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第78号）……………31
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第79号）……………31
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第80号）……………31
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第81号）……………31
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第82号）……………31
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第83号）……………31

公 告

- 秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について……………32
- 土地調査作成の特例手続の申出書の縦覧について……………32
- 物件調査作成の特例手続の申出書の縦覧について……………32
- 開発行為に関する工事の完了について……………32
- インフルエンザ予防接種の実施について……………33
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………44
- 公売公告……………44
- 指定管理者の公募について……………44
- 指定管理者の公募について……………46
- 平成17年度に地籍調査を行った地域の土地の地図および簿冊の閲覧について……………46
- 農用地利用集積計画の策定について……………47
- インフルエンザ予防接種の実施について……………47
- 建築基準法による公開による意見の聴取について……………47
- 建築基準法による公開による意見の聴取について……………47
- 見積価額公告……………47
- 秋田県収用委員会からの公示による通知について……………48
- 都市緑地法による緑地協定の認可について……………48
- 農用地利用規程の認定について……………48
- 都市公園の新設について……………48
- 開発行為に関する工事の完了について……………48

教 委 公 告

- 平成19年度秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒の募集について.....48
- 平成19年度秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について.....49

上下水道局公告

- 平成18年度下水道受益者負担金の賦課対象区域について.....49
- 入札参加希望者の公募について.....49
- 入札参加希望者の公募について.....50
- 平成18年度下水道受益者負担金の賦課対象区域について.....51

教 委 規 則

公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年10月30日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第8号

公告式規則の一部を改正する規則

公告式規則（昭和31年秋田市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市教育委員会公告式規則

第1条を次のように改める。

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（昭和31年法律第162号）第14条第2項の規定に基づき、教育委員会規則（以下「規則」という。）その他の規程の公布に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「教育委員会の規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第2項中「規則等」を「教育委員会規則」に改め、同項中「記入して、」の次に「その末尾に」を加え、同項中「捺印」を削り、同条第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育委員会規則を除くほか、規程を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文および教育長名を記入して教育長印を押さなければならない。

第4条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第238号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年10月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
20929	南通築地12号線	秋田市南築地273番6地先 秋田市南築地273番11地先	
20930	広面谷地田15号線	秋田市広面字谷地田63番9地先 秋田市広面字谷地田63番8地先	
30848	大畑11号線	秋田市八橋大畑二丁目176番9地先 秋田市八橋大畑二丁目176番12地先	
30849	寺内蛭根13号線	秋田市寺内蛭根二丁目60番105地先 秋田市寺内蛭根二丁目60番336地先	
41237	土崎西四丁目3号線	秋田市土崎港西四丁目40番1地先 秋田市土崎港西四丁目40番5地先	
41238	土崎中央四丁目8号線	秋田市土崎港中央四丁目144番地先 秋田市土崎港中央四丁目170番7地先	
41239	外旭川八幡田39号線	秋田市外旭川字八幡田314番21地先 秋田市外旭川字八幡田314番18地先	
41240	將軍野南29号線	秋田市將軍野南四丁目8番1地先 秋田市將軍野南四丁目105番1地先	
41241	境内川原22号線	秋田市添川字境内川原216番1地先 秋田市添川字地ノ内97番16地先	
41242	境内川原23号線	秋田市添川字境内川原96番23地先 秋田市濁川字家ノ前1番1地先	
51002	御所野ニュータウン179号線	秋田市御所野地蔵田五丁目22番21地先 秋田市御所野地蔵田五丁目23番1地先	

51003	御所野ニュータウン180号線	秋田市御所野地藏田五丁目22番11地先 秋田市御所野地藏田五丁目22番1地先	
51004	御所野ニュータウン181号線	秋田市御所野地藏田五丁目19番1地先 秋田市御所野地藏田五丁目19番14地先	
51005	茨島七丁目27号線	秋田市茨島七丁目371番8地先 秋田市茨島七丁目371番8地先	
51006	茨島七丁目28号線	秋田市茨島七丁目371番3地先 秋田市茨島七丁目371番6地先	
60827	新屋割山町7号線	秋田市新屋割山町1番192地先 秋田市新屋割山町1番188地先	
60828	新屋島木町14号線	秋田市新屋島木町1番176地先 秋田市新屋島木町1番189地先	
70581	桜台53号線	秋田市桜台一丁目76番12地先 秋田市桜台一丁目76番4地先	
70582	堤台一丁目北1号線	秋田市御所野堤台一丁目2番1地先 秋田市御所野堤台一丁目2番1地先	
70583	堤台一丁目北2号線	秋田市御所野堤台一丁目3番1地先 秋田市御所野堤台一丁目3番1地先	
70584	堤台一丁目北3号線	秋田市御所野堤台一丁目2番1地先 秋田市御所野堤台一丁目3番2地先	
80448	広面川崎22号線	秋田市広面字川崎1番3地先 秋田市広面字川崎1番3地先	
80449	広面川崎23号線	秋田市広面字川崎1番1地先 秋田市広面字川崎1番1地先	
90460	上新城五十丁小林線	秋田市上新城五十丁字小林190番4地先 秋田市上新城中字松木台93番1地先	

2 縦覧期間

平成18年10月2日から
平成18年10月16日まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年10月2日

秋田市告示第239号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

秋田市道路管理者

秋田市長 佐竹敬久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	南通築地12号線	秋田市南通築地273番6地先 秋田市南通築地273番11地先	77.90	6.00
市道	広面谷地田15号線	秋田市広面字谷地田63番9地先 秋田市広面字谷地田63番8地先	51.30	6.00
市道	大畑11号線	秋田市八橋大畑二丁目176番9地先 秋田市八橋大畑二丁目176番12地先	51.90	6.00
市道	寺内蛭根13号線	秋田市寺内蛭根二丁目60番105地先 秋田市寺内蛭根二丁目60番336地先	58.70	5.50 ～ 6.30
市道	土崎西四丁目3号線	秋田市土崎港西四丁目40番1地先 秋田市土崎港西四丁目40番5地先	83.80	6.00
市道	土崎中央四丁目8号線	秋田市土崎港中央四丁目144番地先 秋田市土崎港中央四丁目170番7地先	92.50	6.00
市道	外旭川八幡田39号線	秋田市外旭川字八幡田314番21地先 秋田市外旭川字八幡田314番18地先	53.00	7.00
市道	将軍野南29号線	秋田市将軍野南四丁目8番1地先 秋田市将軍野南四丁目105番1地先	173.00	4.00 ～ 6.80

市道	境内川原22号線	秋田市添川字境内川原216番1地先 秋田市添川字地ノ内97番16地先	25.00	14.00 ～ 29.00
市道	境内川原23号線	秋田市添川字境内川原96番23地先 秋田市濁川字家ノ前1番1地先	135.60	5.50 ～ 8.40
市道	御所野ニュー タウン179号線	秋田市御所野地藏田五丁目22番21地先 秋田市御所野地藏田五丁目23番1地先	75.00	6.00
市道	御所野ニュー タウン180号線	秋田市御所野地藏田五丁目22番11地先 秋田市御所野地藏田五丁目22番1地先	137.00	6.00
市道	御所野ニュー タウン181号線	秋田市御所野地藏田五丁目19番1地先 秋田市御所野地藏田五丁目19番14地先	139.10	4.50
市道	茨島七丁目27号線	秋田市茨島七丁目371番8地先 秋田市茨島七丁目371番8地先	14.70	6.00
市道	茨島七丁目28号線	秋田市茨島七丁目371番3地先 秋田市茨島七丁目371番6地先	53.90	6.00
市道	新屋割山町7号線	秋田市新屋割山町1番192地先 秋田市新屋割山町1番188地先	91.10	6.00
市道	新屋島木町14号線	秋田市新屋島木町1番176地先 秋田市新屋島木町1番189地先	222.30	9.00
市道	桜台53号線	秋田市桜台一丁目76番12地先 秋田市桜台一丁目76番4地先	143.20	6.00
市道	堤台一丁目北 1号線	秋田市御所野堤台一丁目2番1地先 秋田市御所野堤台一丁目2番1地先	100.70	8.00
市道	堤台一丁目北 2号線	秋田市御所野堤台一丁目3番1地先 秋田市御所野堤台一丁目3番1地先	81.70	8.00
市道	堤台一丁目北 3号線	秋田市御所野堤台一丁目2番1地先 秋田市御所野堤台一丁目3番2地先	481.40	16.00
市道	広面川崎22号線	秋田市広面字川崎1番3地先 秋田市広面字川崎1番3地先	54.40	6.00
市道	広面川崎23号線	秋田市広面字川崎1番1地先 秋田市広面字川崎1番1地先	54.40	6.00
市道	上新城五十丁 小林線	秋田市上新城五十丁字小林190番4地先 秋田市上新城中字松木台93番1地先	334.50	4.00 ～ 6.50

2 区域決定および供用開始の期日

平成18年10月2日

3 縦覧期間

平成18年10月2日から

平成18年10月16日まで

秋田市告示第240号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年10月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 27台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 14台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成18年9月16日から同年9月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成18年10月18日から平成19年4月18日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第241号

次の区域を秋田市個別排水処理施設の処理区域として定めたの

で、秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第215号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成18年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 処理区域
秋田市河辺岩見字杉沢台の一部
- 2 関係図面の縦覧場所
秋田市山王一丁目2番34号
秋田市農林部農村振興課
- 3 縦覧の期間
平成18年10月6日から平成18年10月19日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

4 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第242号

平成18年9月29日の「平成18年9月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は別紙のとおりである。

平成18年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成17年度秋田市病院事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成17年度秋田市病院事業会計決算を議会の認定に付する。

平成17年度秋田市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	円 9,209,289,000	円 △18,581,000	円 -	円 9,190,708,000	円 8,954,452,251	円 △236,255,749	
第1項 医業収益	8,242,183,000	△14,651,000	-	8,227,532,000	7,983,399,658	△244,132,342	（うち、消費税及び地方消費税相当分 8,717,631円）
第2項 医業外収益	967,105,000	△5,729,000	-	961,376,000	969,263,096	7,887,096	（ " 2,980,763円）
第3項 特別利益	1,000	1,799,000	-	1,800,000	1,789,497	△10,503	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 病院事業 費 用	円 9,185,644,000	円 97,733,000	円 -	円 -	円 -	円 9,283,377,000	円 -	円 9,283,377,000	円 9,219,383,450	円 -	円 63,993,550
第1項 医業費用	8,769,886,000	98,721,000	-	-	-	8,868,607,000	-	8,868,607,000	8,813,048,900	-	55,558,100
第2項 医業外 費 用	385,128,000	△988,000	-	-	-	384,140,000	-	384,140,000	377,804,925	-	6,335,075
第3項 特別損失	28,630,000	-	-	-	-	28,630,000	-	28,630,000	28,529,625	-	100,375
第4項 予備費	2,000,000	-	-	-	-	2,000,000	-	2,000,000	-	-	2,000,000

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	円 609,036,000	円 △35,100,000	円 573,936,000	円 -	円 -	円 573,936,000	円 573,936,000	円 0
第1項 企業債	381,300,000	△35,100,000	346,200,000	-	-	346,200,000	346,200,000	0
第2項 出資金	227,736,000	-	227,736,000	-	-	227,736,000	227,736,000	0

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		不用額
第1款 資本的支出	1,017,221,000	△34,223,000	円 -	982,998,000	円 -	円 -	982,998,000	982,793,097	円 -	円 -	円 -	円 204,903	
第1項 建設改良費	413,133,000	△24,554,000	-	388,579,000	-	-	388,579,000	388,374,986	-	-	-	204,014	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 18,494,045円)
第2項 企業債償還金	604,088,000	△9,669,000	-	594,419,000	-	-	594,419,000	594,418,111	-	-	-	889	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額408,857,097円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額552,971円及び過年度分損益勘定留保資金408,304,126円で補てんした。

平成17年度秋田市病院事業損益計算書
(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

	円	円	円
1 医 業 収 益			
(1) 入院収益	4,735,331,643		
(2) 外来収益	2,859,210,985		
(3) その他医業収益	380,139,399	7,974,682,027	
2 医 業 費 用			
(1) 給与費	4,609,074,201		
(2) 材料費	2,278,971,393		
(3) 経費	1,322,573,286		
(4) 減価償却費	456,246,177		
(5) 資産減耗費	7,379,847		
(6) 研究研修費	32,632,978	8,706,877,882	
医 業 損 失			732,195,855
3 医 業 外 収 益			
(1) 他会計負担金	749,431,000		
(2) 補助金	7,986,000		
(3) その他医業外収益	61,860,516		
(4) 他会計補助金	147,005,000	966,282,516	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	282,918,930		
(2) 雑支出	192,069,642	474,988,572	491,293,944
経 常 損 失			240,901,911
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	1,789,497	1,789,497	

6 特 別 損 失

(1) 過年度損益修正損	28,529,625	28,529,625	△26,740,128
当年度純損失			267,642,039
前年度繰越欠損金			2,885,655,211
当年度未処理欠損金			<u>3,153,297,250</u>

平成17年度秋田市病院事業剰余金計算書
(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

欠 損 金 の 部		円	円	円
I 欠 損 金				
(1) 前年度未処理欠損金				2,885,655,211
(2) 前年度欠損金処理額				0
繰越欠損金年度末残高				<u>2,885,655,211</u>
(3) 当年度純損失				267,642,039
当年度未処理欠損金				<u>3,153,297,250</u>
資 本 剰 余 金 の 部				
I 受 贈 財 産 評 価 額				
1 前年度末残高		24,138,998		
2 当年度末残高				24,138,998
II 寄 附 金				
1 前年度末残高		8,660,000		
2 当年度末残高				8,660,000
III 補 助 金				
1 前年度末残高		398,170,924		
2 当年度末残高				398,170,924
翌年度繰越資本剰余金				<u>430,969,922</u>

平成17年度秋田市病院事業欠損金処理計算書

	円	円	円
1 当年度未処理欠損金			3,153,297,250
2 欠損金処理額			0
3 翌年度繰越欠損金			<u>3,153,297,250</u>

平成17年度秋田市病院事業貸借対照表
(平成18年3月31日)

資 産 の 部		円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地			202,002,747	
ロ 建 物	9,981,873,145			
減価償却累計額	<u>5,329,296,361</u>	4,652,576,784		
ハ 構 築 物	120,883,086			
減価償却累計額	<u>77,571,921</u>	43,311,165		
ニ 器 械 備 品	4,560,513,131			
減価償却累計額	<u>3,452,132,832</u>	1,108,380,299		
ホ 車 両	5,812,905			
減価償却累計額	<u>5,522,260</u>	290,645		
有形固定資産合計			6,006,561,640	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権		706,500		
無形固定資産合計			<u>706,500</u>	

固定資産合計		6,007,268,140
2 流動資産		
(1) 現金・預金	596,489,148	
(2) 未収金	1,558,889,648	
(3) 有価証券	100,000	
(4) 貯蔵品	45,970,063	
流動資産合計		<u>2,201,448,859</u>
資産合計		<u>8,208,716,999</u>

		負債の部	
		円	円
3 固定負債			
(1) 引当金		38,957,000	
固定負債合計			38,957,000
4 流動負債			
(1) 未払金		633,214,286	
(2) 預り金		39,453,833	
流動負債合計			<u>672,668,119</u>
負債合計			<u>711,625,119</u>
		資本の部	
5 資本金			
(1) 自己資本金		4,344,069,797	
(2) 借入資本金			
イ 企業債		5,875,349,411	
借入資本金合計			<u>5,875,349,411</u>
資本金合計			10,219,419,208
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額		24,138,998	
ロ 寄附金		8,660,000	
ハ 補助金		398,170,924	
資本剰余金合計			430,969,922
(2) 欠損金			
イ 当年度未処理欠損金		3,153,297,250	
欠損金合計			<u>3,153,297,250</u>
剰余金合計			<u>△2,722,327,328</u>
資本合計			<u>7,497,091,880</u>
負債資本合計			<u>8,208,716,999</u>

平成17年度秋田市水道事業会計決算認定の件 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定 により、平成17年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成17年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 上水道事業 収 益	円 7,640,516,000	円 △50,314,000	円 -	円 7,590,202,000	円 7,604,338,949	円 14,136,949	
第1項 営業収益	7,510,174,000	△41,110,000	-	7,469,064,000	7,481,829,676	12,765,676	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 348,840,344円)

第2項 営業外収益	130,332,000	△9,204,000	-	121,128,000	122,509,273	1,381,273	(") 122,372円)
第3項 特別利益	10,000	-	-	10,000	-	△10,000	
第2款 簡易水道事業収益	363,520,000	△16,225,000	-	347,295,000	344,585,152	△2,709,848	
第1項 営業収益	277,255,000	△16,135,000	-	261,120,000	258,409,657	△2,710,343	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 11,379,695円)
第2項 営業外収益	86,265,000	△90,000	-	86,175,000	86,175,495	495	
合 計	8,004,036,000	△66,539,000	-	7,937,497,000	7,948,924,101	11,427,101	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計				
第1款 上水道事業費用	7,474,931,000	△150,294,000	円0	円-	円-	7,324,637,000	円-	7,324,637,000	7,137,143,152	172,038,480	15,455,368	
第1項 営業費用	6,088,855,000	△144,421,000	-	-	-	5,944,434,000	-	5,944,434,000	5,762,926,596	172,038,480	9,468,924	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 85,365,258円)
第2項 営業外費用	1,372,944,000	△5,873,000	1,792,000	-	-	1,368,863,000	-	1,368,863,000	1,368,861,679	-	1,321	
第3項 特別損失	11,332,000	-	-	-	-	11,332,000	-	11,332,000	5,354,877	-	5,977,123	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 252,799円)
第4項 予備費	1,800,000	-	△1,792,000	-	-	8,000	-	8,000	-	-	8,000	
第2款 簡易水道事業費用	401,559,000	12,174,000	-	-	-	413,733,000	-	413,733,000	408,569,946	-	5,163,054	
第1項 営業費用	276,374,000	14,741,000	-	-	-	291,115,000	-	291,115,000	287,591,025	-	3,523,975	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 4,626,344円)
第2項 営業外費用	124,464,000	△2,916,000	-	-	-	121,548,000	-	121,548,000	120,716,090	-	831,910	
第3項 特別損失	114,000	349,000	-	-	-	463,000	-	463,000	262,831	-	200,169	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 12,509円)
第4項 予備費	607,000	-	-	-	-	607,000	-	607,000	-	-	607,000	
合 計	7,876,490,000	△138,120,000	-	-	-	7,738,370,000	-	7,738,370,000	7,545,713,098	172,038,480	20,618,422	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合計			
第1款 上水道資本的収入	1,780,979,000	521,722,000	2,302,701,000	円-	円-	2,302,701,000	1,507,393,517	△795,307,483	
第1項 企業債	1,100,900,000	533,600,000	1,634,500,000	-	-	1,634,500,000	978,600,000	△655,900,000	翌年度繰越額 655,900,000円
第2項 出資金	79,809,000	52,200,000	132,009,000	-	-	132,009,000	132,009,000	0	

第3項 補助金	206,018,000	△2,703,000	203,315,000	-	-	203,315,000	46,052,000	△157,263,000	翌年度繰越額 157,263,000円
第4項 固定資産 売却代金	10,000	-	10,000	-	-	10,000	-	△10,000	
第5項 負担金及び 寄附金	394,242,000	△61,375,000	332,867,000	-	-	332,867,000	350,732,517	17,865,517	翌年度繰越額 17,000,000円 (うち、消費税及び 地方消費税相当分 14,772,500円)
第2款 簡易水道 資本的収入	419,742,000	△30,844,000	388,898,000	-	-	388,898,000	88,703,000	△300,195,000	
第1項 企業債	184,500,000	9,300,000	193,800,000	-	-	193,800,000	10,700,000	△183,100,000	翌年度繰越額 183,100,000円
第2項 出資金	93,546,000	△28,998,000	64,548,000	-	-	64,548,000	64,548,000	0	
第3項 補助金	135,000,000	△11,900,000	123,100,000	-	-	123,100,000	6,483,000	△116,617,000	翌年度繰越額 116,617,000円
第4項 負担金及び 寄附金	6,696,000	754,000	7,450,000	-	-	7,450,000	6,972,000	△478,000	翌年度繰越額 2,000,000円 (うち、消費税及び 地方消費税相当分 332,000円)
合 計	2,200,721,000	490,878,000	2,691,599,000	-	-	2,691,599,000	1,596,096,517	△1,095, 502,483	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計		
第1款 上水道 資本的支出	4,154,882,000	475,670,000	円 -	4,630,552,000	円 -	円 -	4,630,552,000	3,533,641,494	1,059,413,870	円 -	1,059,413,870	37,496,636	
第1項 建設 改良費	2,050,911,000	△93,292,000	-	1,957,619,000	-	-	1,957,619,000	860,708,829	1,059,413,870	-	1,059,413,870	37,496,301	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 34,039,697円)
第2項 企業債 償還金	2,103,971,000	568,962,000	-	2,672,933,000	-	-	2,672,933,000	2,672,932,665	-	-	-	335	
第2款 簡易水道 資本的支出	514,333,000	△26,561,000	-	487,772,000	-	-	487,772,000	167,809,932	313,787,100	-	313,787,100	6,174,968	
第1項 建設 改良費	364,558,000	△26,560,000	-	337,998,000	-	-	337,998,000	18,036,690	313,787,100	-	313,787,100	6,174,210	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 858,890円)
第2項 企業債 償還金	149,775,000	△1,000	-	149,774,000	-	-	149,774,000	149,773,242	-	-	-	758	
合 計	4,669,215,000	449,109,000	-	5,118,324,000	-	-	5,118,324,000	3,701,451,426	1,373,200,970	-	1,373,200,970	43,671,604	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,105,354,909円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,794,087円、減債積立金302,372,853円、過年度分損益勘定留保資金610,398,465円及び当年度分損益勘定留保資金1,172,789,504円で補てんした。

平成17年度秋田市水道事業損益計算書
(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

	円	円	円	円
1 上水道営業収益				
(1) 給水収益	6,819,413,461			
(2) 受託工事収益	144,956,145			
(3) その他営業収益	168,619,726	7,132,989,332		
2 簡易水道営業収益				
(1) 給水収益	227,590,112			
(2) 受託工事収益	18,937,945			
(3) その他営業収益	501,905	247,029,962	7,380,019,294	
3 上水道営業費用				

(1) 原水及び浄水費	1,099,901,461			
(2) 配水費	843,139,865			
(3) 給水費	245,553,484			
(4) 受託工事費	288,357,521			
(5) 業務費	592,085,922			
(6) 総係費	602,156,311			
(7) 減価償却費	1,940,156,061			
(8) 資産減耗費	66,057,133			
(9) その他営業費用	153,580	5,677,561,338		
4 簡易水道営業費用				
(1) 給水費	134,800,000			
(2) 減価償却費	148,164,681	282,964,681	5,960,526,019	
営業利益				1,419,493,275
5 上水道営業外収益				
(1) 受取利息及び配当金	81,058			
(2) 他会計補助金	89,162,000			
(3) 雑収益	77,660,852	166,903,910		
6 簡易水道営業外収益				
(1) 他会計補助金	80,302,000			
(2) 雑収益	5,873,495	86,175,495	253,079,405	
7 上水道営業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,164,841,879			
(2) 繰延勘定償却	869,800			
(3) 雑支出	1,652,600	1,167,364,279		
8 簡易水道営業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	120,716,090	120,716,090	1,288,080,369	△1,035,000,964
経常利益				384,492,311
9 上水道特別損失				
(1) 過年度損益修正損	5,102,078	5,102,078		
10 簡易水道特別損失				
(1) 過年度損益修正損	250,322	250,322	5,352,400	△5,352,400
当年度純利益				379,139,911
前年度繰越利益剰余金				0
当年度未処分利益剰余金				379,139,911

平成17年度秋田市水道事業剰余金計算書
(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

利益剰余金の部		円	円	円
I 減債積立金				
1 前年度末残高	26,730,000			
2 前年度繰入額	302,372,853			
3 当年度処分額	329,102,853			
4 当年度末残高			0	
II 建設改良積立金				
1 前年度末残高	21,433,418			
2 当年度末残高			21,433,418	
積立金合計				21,433,418
III 未処分利益剰余金				
(1) 当年度純利益				379,139,911
当年度未処分利益剰余金				379,139,911
資本剰余金の部				
I 受贈財産評価額				
1 前年度末残高			6,905,438,618	

2 当 年 度 発 生 額	<u>33,415,352</u>	
3 当 年 度 末 残 高		6,938,853,970
II 補 助 金		
1 前 年 度 末 残 高	8,772,032,770	
2 当 年 度 発 生 額	<u>52,535,000</u>	
3 当 年 度 末 残 高		8,824,567,770
III 寄 附 金		
1 前 年 度 末 残 高	10,454,958,993	
2 当 年 度 発 生 額	<u>342,600,017</u>	
3 当 年 度 末 残 高		10,797,559,010
IV そ の 他 資 本 剰 余 金		
1 前 年 度 末 残 高	<u>372,498,235</u>	
2 当 年 度 末 残 高		<u>372,498,235</u>
翌 年 度 繰 越 資 本 剰 余 金		<u><u>26,933,478,985</u></u>

平成17年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	円	円	円
1 当年度未処分利益剰余金			379,139,911
2 利益剰余金処分額			
(1) 減債積立金		<u>379,139,911</u>	<u>379,139,911</u>
3 翌年度繰越利益剰余金			<u><u>0</u></u>

平成17年度秋田市水道事業貸借対照表

(平成18年3月31日)

	資 産 の 部			
	円	円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		2,022,777,971		
ロ 建 物	3,942,907,066			
減価償却累計額	<u>1,370,810,798</u>	2,572,096,208		
ハ 構 築 物	72,020,809,096			
減価償却累計額	<u>21,297,043,521</u>	50,723,765,575		
ニ 機 械 及 び 装 置	12,882,262,916			
減価償却累計額	<u>8,960,785,687</u>	3,921,477,229		
ホ 車 両 運 搬 具	88,888,296			
減価償却累計額	<u>75,340,494</u>	13,547,802		
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	271,246,964			
減価償却累計額	<u>217,047,055</u>	54,199,909		
ト 建 設 仮 勘 定		<u>194,354,944</u>		
有 形 固 定 資 産 合 計			59,502,219,638	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 庁 舎 利 用 権		2,131,360		
ロ 電 話 加 入 権		5,432,600		
ハ ダ ム 使 用 権		4,371,571,369		
ニ 専 用 橋 利 用 権		171,654,453		
ホ 施 設 利 用 権		<u>23,202,050</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>4,573,991,832</u>	
固 定 資 産 合 計				64,076,211,470
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 ・ 預 金		2,732,585,233		
(2) 未 収 金		634,524,779		
(3) 貯 蔵 品		46,126,529		

(4) 前 払 金	408,250,350	
(5) そ の 他 流 動 資 産	2,374,000	
流 動 資 産 合 計		3,823,860,891
資 産 合 計		67,900,072,361

		負 債 の 部	
		円	円
3 固 定 負 債			
(1) 引 当 金		1,923,746,620	
固 定 負 債 合 計			1,923,746,620
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		364,206,827	
(2) 預 り 金		172,544,403	
(3) そ の 他 の 流 動 負 債		2,374,000	
流 動 負 債 合 計			539,125,230
負 債 合 計			2,462,871,850
		資 本 の 部	
5 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		6,104,441,823	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債	31,998,706,374		
借 入 資 本 金 合 計		31,998,706,374	
資 本 金 合 計			38,103,148,197
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	6,938,853,970		
ロ 補 助 金	8,824,567,770		
ハ 寄 附 金	10,797,559,010		
ニ そ の 他 資 本 剰 余 金	372,498,235		
資 本 剰 余 金 合 計		26,933,478,985	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 建 設 改 良 積 立 金	21,433,418		
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	379,139,911		
利 益 剰 余 金 合 計		400,573,329	
剰 余 金 合 計			27,334,052,314
資 本 合 計			65,437,200,511
負 債 資 本 合 計			67,900,072,361

平成17年度秋田市交通事業会計決算認定の件 | により、平成17年度秋田市交通事業会計決算を議会の認定に付す
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定 | る。

平成17年度秋田市交通事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 自動車運送事業収益	円 100,157,000	円 1,188,478,000	円 -	円 1,288,635,000	円 1,280,476,610	円 △8,158,390	
第1項 営業収益	58,032,000	△43,374,000	-	14,658,000	4,386,042	△10,271,958	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 183,624円)
第2項 営業外収益	42,125,000	1,231,852,000	-	1,273,977,000	1,276,090,568	2,113,568	(") 709,981円)

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 自動車運送 事業費用	701,034,000 円	34,623,000 円	円	円	円	735,657,000 円	円	735,657,000 円	719,453,304 円	円	16,203,696 円	
第1項 営業費用	685,705,000	34,688,000	-	-	-	720,393,000	-	720,393,000	707,745,404	-	12,647,596	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 2,482,410円)
第2項 営業外 費用	12,329,000	△66,000	-	-	-	12,263,000	-	12,263,000	11,707,090	-	555,910	
第3項 予備費	3,000,000	-	-	-	-	3,000,000	-	3,000,000	-	-	3,000,000	
第4項 特別損失	-	1,000	-	-	-	1,000	-	1,000	810	-	190	

平成17年度秋田市交通事業損益計算書
(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 運 送 収 益	1,572,636		
(2) 運 送 雑 収 益	2,629,782	4,202,418	
2 営 業 費 用			
(1) 運 転 費	248,465,165		
(2) 車 両 修 繕 費	26,880,250		
(3) そ の 他 修 繕 費	6,905,570		
(4) 固 定 資 産 減 価 償 却 費	16,237,820		
(5) 資 産 減 耗 費	70,378,091		
(6) 施 設 損 害 保 険 料	1,311,695		
(7) 施 設 使 用 料	81,600		
(8) 運 輸 管 理 費	214,325,367		
(9) 一 般 管 理 費	120,264,336		
(10) 自 動 車 重 量 税	413,100	705,262,994	
営 業 損 失			701,060,576
3 営 業 外 収 益			
(1) 他 会 計 補 助 金	1,258,652,000		
(2) 補 助 金	398,000		
(3) 雑 収 益	14,741,782	1,273,791,782	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	7,293,385		
(2) 雑 支 出	4,413,705	11,707,090	1,262,084,692
経 常 利 益			561,024,116
5 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損 失	810	810	810
当 年 度 純 利 益			561,023,306
前 年 度 繰 越 欠 損 金			1,859,774,704
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			1,298,751,398

平成17年度秋田市交通事業剰余金計算書
(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

欠 損 金 の 部		円	円	円
I 欠 損 金				
(1) 前年度未処理欠損金				1,859,774,704
(2) 前年度欠損金処理額				0
繰越欠損金年度末残高				1,859,774,704
(3) 当年度純利益				561,023,306
当年度未処理欠損金				<u>1,298,751,398</u>
資 本 剰 余 金 の 部				
I 受 贈 財 産 評 価 額				
1 前年度末残高		28,206,879		
2 当年度処分額		<u>3,563,329</u>		
3 当年度末残高				24,643,550
II 補 助 金				
1 前年度末残高		586,335,249		
2 当年度処分額		<u>19,546,230</u>		
3 当年度末残高				566,789,019
翌年度繰越資本剰余金				<u>591,432,569</u>

平成17年度秋田市交通事業欠損金処理計算書

	円	円	円
1 当年度未処理欠損金			1,298,751,398
2 欠損金処理額			0
3 翌年度繰越欠損金			<u>1,298,751,398</u>

平成17年度秋田市交通事業貸借対照表
(平成18年3月31日)

資 産 の 部		円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		1,044,131,261		
ロ 建 物	655,170,644			
減価償却累計額	<u>237,908,549</u>	417,262,095		
ハ 構 築 物	67,668,621			
減価償却累計額	<u>35,404,979</u>	32,263,642		
ニ 車 両	8,460,840			
減価償却累計額	<u>8,037,791</u>	423,049		
ホ 工具、器具及び備品	9,956,613			
減価償却累計額	<u>9,110,069</u>	846,544		
有形固定資産合計			1,494,926,591	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権		80,600		
無形固定資産合計			80,600	
(3) 投 資 金				
イ 出 資 金		2,700,000		
投資合計			2,700,000	
固定資産合計			1,497,707,191	
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 ・ 預 金			13,279,919	
(2) 未 収 金			12,338,832	

流動資産合計						25,618,751
資産合計						1,523,325,942
負債の部						
	円	円	円	円		
3 流動負債						
(1) 未払金					11,789,934	
(2) 預り金					9,510,200	
流動負債合計						21,300,134
負債合計						21,300,134
資本の部						
4 資本金						
(1) 自己資本金					2,209,344,637	
資本金合計						2,209,344,637
5 剰余金						
(1) 資本剰余金						
イ 受贈財産評価額			24,643,550			
ロ 補助金			566,789,019			
資本剰余金合計					591,432,569	
(2) 欠損金						
イ 当年度未処理欠損金			1,298,751,398			
欠損金合計					1,298,751,398	
剰余金合計						△707,318,829
資本合計						1,502,025,808
負債資本合計						1,523,325,942

平成17年度秋田市下水道事業会計決算認定の件 により、平成17年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定 する。

平成17年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
 収入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業 収 益	円 10,053,508,000	円 76,710,000	円 -	円 10,130,218,000	円 10,172,488,500	円 42,270,500	
第1項 営業収益	7,470,300,000	7,654,000	-	7,477,954,000	7,503,002,765	25,048,765	(うち、消費税及び地方消費税相当分 247,441,415円)
第2項 営業外収益	2,563,593,000	58,715,000	-	2,622,308,000	2,622,232,583	△75,417	(" 19,146円)
第3項 特別利益	19,615,000	10,341,000	-	29,956,000	47,253,152	17,297,152	(" 2,251,444円)

支出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 下水道事業 費 用	円 9,962,598,000	円 △119,735,000	円 -	円 -	円 -	円 9,842,863,000	円 -	円 9,842,863,000	円 9,752,155,770	円 -	円 90,707,230

第1項 営業費用	6,499 828,000	△157, 487,000	-	-	-	6,342, 341,000	-	6,342, 341,000	6,268, 866,951	-	73, 474,049	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 107,142,982円)
第2項 営業外 費用	3,450 119,000	9,403,000	-	-	-	3,459, 522,000	-	3,459, 522,000	3,456, 460,939	-	3,061,061	
第3項 特別損失	10,101,000	28,349,000	-	-	-	38, 450,000	-	38, 450,000	26,827,880	-	11,622,120	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 964,494円)
第4項 予備費	2,550,000	-	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	-	2,550,000	

営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費3,295,574,039円の財源に充てたため、企業債（資本費平準化債）41,300,000円を借り入れた。

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	10,387, 円 126,000	△2,304, 円 626,000	8,082,500,000 円	644,475,642 円	円 -	8,726,975,642 円	5,231,998,803 円	△3,494, 円 976,839	
第1項 企業債	7,584,900,000	△2,641, 200,000	4,943,700,000	447,500,000	-	5,391,200,000	2,927,000,000	△2,464, 200,000	翌年度繰越額 2,464,200,000円
第2項 出資金	954,328,000	-	954,328,000	-	-	954,328,000	954,328,000	0	
第3項 補助金	1,528,480,000	233,000,000	1,761,480,000	193,000,000	-	1,954,480,000	985,780,000	△968,700,000	翌年度繰越額 968,700,000円
第4項 負担金	314,013,000	108,974,000	422,987,000	3,975,642	-	426,962,642	364,885,553	△62,077,089	
第5項 固定資産 売却代金	5,405,000	△5,400,000	5,000	-	-	5,000	5,250	250	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 250円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	14,031, 円 179,000	△2,183, 円 852,000	円 -	11,847, 円 327,000	1,048, 円 939,370	円 -	12,896, 円 266,370	9,085, 円 138,112	3,744, 円 043,000	円 -	3,744, 円 043,000	67, 円 085,258	
第1項 建設 改良費	5,716, 876,000	380, 628,000	-	6,097, 504,000	1,048, 939,370	-	7,146, 443,370	3,335, 315,755	3,744, 043,000	-	3,744, 043,000	67, 084,615	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 135,243,623円)
第2項 企業債 償還金	8,314, 303,000	△2,564, 480,000	-	5,749, 823,000	-	-	5,749, 823,000	5,749 822,357	-	-	-	643	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,853,139,309円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額734,917円、過年度分損益勘定留保資金687,592,960円及び当年度分損益勘定留保資金3,164,811,432円で補てんした。

平成17年度秋田市下水道事業損益計算書
(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	4,955,567,350		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,299,734,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	260,000	7,255,561,350	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	290,620,434		

(2) ポンプ場費	216,503,254		
(3) 処理場費	897,737,924		
(4) 流域下水道費	962,483,879		
(5) 業務費	234,060,566		
(6) 総係費	184,226,373		
(7) 減価償却費	3,309,620,609		
(8) 資産減耗費	<u>66,470,930</u>	<u>6,161,723,969</u>	
営業利益			1,093,837,381
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	2,619,565,000		
(2) 補助金	2,070,161		
(3) 雑収益	<u>578,329</u>	<u>2,622,213,490</u>	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	3,295,574,039		
(2) 雑支出	<u>20,017,341</u>	<u>3,315,591,380</u>	<u>△693,377,890</u>
経常利益			400,459,491
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>45,001,708</u>	<u>45,001,708</u>	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	78,000		
(2) 過年度損益修正損	<u>25,785,386</u>	<u>25,863,386</u>	<u>19,138,322</u>
当年度純利益			419,597,813
前年度繰越欠損金			<u>150,951,249</u>
当年度末処分利益剰余金			<u><u>268,646,564</u></u>

平成17年度秋田市下水道事業剰余金計算書
(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

欠 損 金 の 部		円	円
I 欠 損 金			
(1) 前年度末処理欠損金			150,951,249
(2) 前年度欠損金処理額			<u>0</u>
繰越欠損金年度末残高			150,951,249
(3) 当年度純利益			<u>419,597,813</u>
当年度末処分利益剰余金			<u><u>268,646,564</u></u>
資 本 剰 余 金 の 部			
I 再 評 価 積 立 金			
1 前年度末残高		<u>65,065,086</u>	
2 当年度末残高			65,065,086
II 受 贈 財 産 評 価 額			
1 前年度末残高		11,778,982,289	
2 当年度発生高		124,780,873	
3 当年度処分額		<u>1,899,360</u>	
4 当年度末残高			11,901,863,802
III 負 担 金			
1 前年度末残高		7,407,448,344	
2 当年度発生高		400,005,831	
3 当年度処分額		<u>87,067,784</u>	
4 当年度末残高			7,720,386,391
IV 寄 附 金			
1 前年度末残高		<u>2,749,899</u>	
2 当年度末残高			2,749,899
V 補 助 金			
1 前年度末残高		56,785,367,496	

2 当 年 度 発 生 高	985,780,000	
3 当 年 度 処 分 額	<u>371,205,985</u>	
4 当 年 度 末 残 高		<u>57,399,941,511</u>
翌 年 度 繰 越 資 本 剰 余 金		<u>77,090,006,689</u>

平成17年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	円	円	円
1 当年度末処分利益剰余金			268,646,564
2 利益剰余金処分額			
(1) 減 債 積 立 金		<u>268,646,564</u>	<u>268,646,564</u>
3 翌年度繰越利益剰余金			<u>0</u>

平成17年度秋田市下水道事業貸借対照表
(平成18年3月31日)

	資 産	の	部	円	円
	円	円			
1 固 定 資 産					
(1) 有 形 固 定 資 産					
イ 土 地		1,497,889,586			
ロ 建 物	3,933,363,830				
減 価 償 却 累 計 額	<u>223,240,530</u>	3,710,123,300			
ハ 構 築 物	171,028,218,352				
減 価 償 却 累 計 額	<u>9,688,943,244</u>	161,339,275,108			
ニ 機 械 及 び 装 置	18,730,892,740				
減 価 償 却 累 計 額	<u>1,659,647,344</u>	17,071,245,396			
ホ 車 両 運 搬 具	24,813,369				
減 価 償 却 累 計 額	<u>18,039,050</u>	6,774,319			
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	19,385,326				
減 価 償 却 累 計 額	<u>11,832,548</u>	7,552,778			
ト 建 設 仮 勘 定		<u>439,446,109</u>			
有 形 固 定 資 産 合 計			184,072,306,596		
(2) 無 形 固 定 資 産					
イ 施 設 利 用 権		9,706,831,236			
ロ 電 話 加 入 権		10,942,000			
ハ 地 上 権		<u>1,979,413</u>			
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>9,719,752,649</u>		
固 定 資 産 合 計				193,792,059,245	
2 流 動 資 産					
(1) 現 金 ・ 預 金			540,615,344		
(2) 未 収 金			1,314,880,362		
(3) 前 払 金			606,066,000		
(4) そ の 他 流 動 資 産			<u>2,074,000</u>		
流 動 資 産 合 計				<u>2,463,635,706</u>	
資 産 合 計				<u>196,255,694,951</u>	

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金200,410,723円及び分担金15,849,600円を予定している。

	負 債	の	部	円	円
	円	円			
3 固 定 負 債					
(1) 企 業 債 金			352,996,874		
(2) 引 当 金			<u>112,095,000</u>		
固 定 負 債 合 計				465,091,874	
4 流 動 負 債					

(1) 未 払 金		1,402,733,590	
(2) そ の 他 流 動 負 債		<u>2,156,717</u>	
流 動 負 債 合 計			<u>1,404,890,307</u>
負 債 合 計			<u>1,869,982,181</u>
資 本 の 部			
5 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		13,737,883,060	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債		<u>103,289,176,457</u>	
借 入 資 本 金 合 計			103,289,176,457
資 本 金 合 計			117,027,059,517
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 再 評 価 積 立 金		65,065,086	
ロ 受 贈 財 産 評 価 額		11,901,863,802	
ハ 負 担 金		7,720,386,391	
ニ 寄 附 金		2,749,899	
ホ 補 助 金		<u>57,399,941,511</u>	
資 本 剰 余 金 合 計			77,090,006,689
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>268,646,564</u>	
利 益 剰 余 金 合 計			<u>268,646,564</u>
剰 余 金 合 計			<u>77,358,653,253</u>
資 本 合 計			<u>194,385,712,770</u>
負 債 資 本 合 計			<u>196,255,694,951</u>

秋田市告示第243号

平成18年9月29日の「平成18年9月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成18年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成18年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

平成18年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239,423千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,585,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		12,585,089	32,202	12,617,291
	1 国庫負担金	9,725,629	16,902	9,742,531
	2 国庫補助金	2,758,434	15,300	2,773,734
16 県支出金		4,051,399	12,595	4,063,994
	1 県負担金	1,582,899	10,610	1,593,509
	2 県補助金	2,025,564	1,985	2,027,549

20 繰越金		1,091,199	67,526	1,158,725
	1 繰越金	1,091,199	67,526	1,158,725
21 諸収入		6,174,425	400	6,174,825
	5 雑入	883,246	400	883,646
22 市債		10,102,700	126,700	10,229,400
	1 市債	10,102,700	126,700	10,229,400
歳入合計		114,346,473	239,423	114,585,896

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		13,429,931	124,276	13,554,207
	1 総務管理費	11,754,806	121,000	11,875,806
	2 徴税费	1,028,744	3,276	1,032,020
3 民生費		31,459,852	38,520	31,498,372
	1 社会福祉費	13,962,887	31,020	13,993,907
	5 災害救助費	23,664	7,500	31,164
4 衛生費		8,703,444	33,015	8,736,459
	2 保健所費	2,004,337	33,015	2,037,352
6 農林水産業費		2,156,918	3,699	2,160,617
	1 農業費	1,722,706	3,699	1,726,405
9 消防費		3,293,770	24,400	3,318,170
	1 消防費	3,293,770	24,400	3,318,170
11 災害復旧費		1,504	15,513	17,017
	1 農林水産施設災害復旧費	1,501	5,119	6,620
	2 公共土木施設災害復旧費	1	10,394	10,395
歳出合計		114,346,473	239,423	114,585,896

第2表 債務負担行為補正
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
太田沢跨線橋改良事業	平成18年度～平成19年度	148,000

第3表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	823,700	100,000	923,700			
減 税 補 て ん 債	400,500	26,700	427,200			
計	10,102,700	126,700	10,229,400			

平成18年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算(第1号)
平成18年度秋田市の老人保健医療事業会計補正予算(第1号)
は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,994千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,980,380千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		2,367,977	10,994	2,378,971
	1 繰入金	2,367,977	10,994	2,378,971
歳 入 合 計		29,969,386	10,994	29,980,380

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		61,003	10,994	71,997
	1 総務管理費	61,003	10,994	71,997
歳 出 合 計		29,969,386	10,994	29,980,380

平成18年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第2号)
平成18年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第2号)は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
43,936千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
16,898,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		4,696	43,936	48,632
	1 繰越金	4,696	43,936	48,632
歳 入 合 計		16,855,007	43,936	16,898,943

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金		4,702	43,936	48,638
	1 償還金及び還付加算金	4,702	43,936	48,638
歳 出 合 計		16,855,007	43,936	16,898,943

秋田市告示第244号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき、告示する。

下記の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法（昭和24

年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成18年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

記

字 名	設 定 区 域
秋田市下新城長岡字三合田	秋田市下新城青崎字三合田 23の1、24から26まで、30から33まで、36、38から69まで、70の1、70の2、71から78まで、79の1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	秋田市下新城長岡字熊野田 1の1、2から4まで、6から26までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
秋田市下新城長岡字笹島	秋田市下新城長岡字外脇 35の1、36の1、37の1、37の2、37の3、37の4、38の1、39の1、40の1、41の1、42の1、48の1、49、57、60から65まで、67、68の1、69の1、70の1、78の1、80の1、81の1、82の1、83の1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	秋田市下新城長岡字前谷地 50、51、52の1、53の1およびこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	秋田市下新城長岡字中沖 1の1、2の1、3の1、4の1、5から13まで、15、17から20まで、21の1、22から39まで、42、131から149まで、150の1、151の1、152の1、153の1、154の1、155の1、156の1、157の1、158から161までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
秋田市下新城小友字下小友	秋田市下新城青崎字栗木下 1から21まで、52から72までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	秋田市下新城青崎字イカリ 11の1、12の1、13の1、14の1、15の1、16の1、17の1、18の1、19の1、20の1、21から49まで、50の1、51の1、52の1、53の1、54から57まで、58の1、59の1、60の1およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	秋田市下新城小友字家ノ下 18の1、19の1、20、25、26の1、27の1、34の1、35から37まで、43、44、60の1、61の1、61の3、62から89までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

秋田市下新城岩城字藤巻

221から242までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

秋田市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき、告示する。

下記の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24

年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成18年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

記

変 更 前 の 字 の 区 域	変更後の字の区域
秋田市下新城青崎字堂田 45の一部、45の1の一部、45の2の一部およびこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	秋田市下新城青崎字深田
秋田市下新城青崎字郡沢 11の2、14から16まで、19、20、22から28まで、33の1、33の2、34の1、34の2、35の1、35の2、36から39まで、41から44まで、45の1、46の1、48の4、49から53まで、53の1、54から58まで、61から70まで、70の1、71から75まで、76の1、76の3、77の1、89の1、92、224の7、224の9、225、226、227の1およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市下新城青崎字三合田
秋田市下新城青崎字折沢 150から152まで、173の1、174の1、175の1、176の2およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
秋田市下新城青崎字堂田 40から42まで、45の一部、45の1の一部、45の2の一部およびこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	
秋田市下新城青崎字深田 1から17まで、18の1、18の2、19、20の1、20の2、21から25まで、30、31、32の1、32の2、32の3、32の4、33の1、34の1、35から42まで、43の1、43の2、44の1、44の2、44の3、45の1、45の2およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
秋田市下新城青崎字雷田 1の4、12、13、16から18まで、23、61から67まで、69から71までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市下新城青崎字千刈田
秋田市下新城青崎字栗木下 22の1、23から50まで、51の1およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
秋田市下新城野字前谷地 291から297まで、300、301、305から314まで、315の1、316の1、317の1、318の1、319の1、319の2、320から343までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市下新城長岡字中沖
秋田市下新城笠岡字佐戸反 18、19、20の1、20の2、21から30まで、30の1、31から72まで、73の1、74の1およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市下新城野字前谷地
秋田市下新城笠岡字イカリ 23から32まで、36、38から44まで、45の1、46の1、47の1、48の1、49の1、50、51の1、52の1、53から71までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市下新城笠岡字堰場
秋田市下新城笠岡字イカリ 1から7まで、8の1、8の2、9の1、9の2、10の1、10の2、10の3、11から22まで、72から85まで、86の1、86の2、87から93までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市下新城笠岡字堰根
秋田市下新城笠岡字八橋 1から15まで、16の1、16の2、17の1、17の2、18の1、18の2、19の1、19の2、20の1、20の2、21から29まで、30の一部、31の一部、32から45まで、46の1、46の2、47の1、48から55まで、56の1、57の1、58の1、59の1、60の1の一部、61の1、61の2、62の1、63の1およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

秋田市告示第246号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

を次のとおり取消したので、同法第69条の規定により告示する。
平成18年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

指 定 年 月 日 お よ び 指 定 番 号	医療機関の名称	医 療 機 関 の 住 所	開 設 者	取 消 し の 理 由
平成18年7月1日 第94号	港 中 央 薬 局	秋田市新屋大川町15番1号	中村エミ子	平成18年10月2日 廃止届受理

秋田市告示第247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成18年10月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
日野 久	湯田 勝男	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
新田 行平	滝沢 良子	老人・福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務。

秋田市告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものに

診 療 科 目	医 師 氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地
泌尿器科	熊 谷 研	秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町6番17号
小児科	石 田 和 子	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地2
神経内科	小 倉 直 子	秋田県脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号
泌尿器科	湯 浅 健	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地2

秋田市告示第250号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条

については、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成18年10月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
高橋 範慶	浅利 栄子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収委託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。

秋田市告示第249号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

平成18年10月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成18年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第251号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。
なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。
平成18年10月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
秋田市南通宮田14番9号
吉 本 拓 範
- 2 送達する書類
平成18年度市民税・県民税納税変更通知書

秋田市告示第252号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。
平成18年10月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	38台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	13台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	1台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成18年10月1日から同年10月15日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間	午前10時から午後7時まで
イ 場所	秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成18年10月31日から平成19年4月30日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第254号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、地域総合整備資金貸付金の平成18年度の貸付に係る償還金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成18年10月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 委託先 住 所 東京都千代田区平河町二丁目5番6号
法 人 名 財団法人 地域総合整備財団
代表者名 理事長 嶋 津 昭

秋田市告示第255号

秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第9条第4項の規定に基づき、保存樹の指定の解除を別紙のとおりしたので、同条第3項の規定により告示する。
平成18年10月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

保存樹の指定の解除について
平成18年度保存樹の指定の解除

- 1 指 定 番 号 第101号
- 2 指 定 年 月 日 昭和51年2月18日
- 3 指 定 種 目 単 独
- 4 樹 種 ケヤキ
- 5 本 数 7本
- 6 所 在 地 秋田市旭北寺町4番39号
- 7 樹木の所有者 歓喜寺 代表役員 堀 口 良 允
- 8 解 除 理 由

秋田市指定保存樹のある歓喜寺が、秋田県で施行する秋田都市計画道路（川尻広面線）用地にかかるため、秋田市下北手地内に本堂や墓石等の移転を進めており、墓石等の移転には保存樹が支障となることから、公益上やむを得ないものとして7本の保存樹指定を解除するもの。

秋田市告示第256号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年10月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成18年度介護保険料納入通知書
平成18年度介護保険料督促状

秋田市告示第257号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づ

き、指定医療機関から指定の辞退があったので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

平成18年10月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	辞 退 年月日
きさらぎ薬局	秋田市土崎港中央一丁目 21番34号	平成15年 12月21日

秋田市告示第258号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療を担当させる機関の指定を次のとおり定めたので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医 療 機 関 名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
111	港中央薬局	秋田市新屋大川町15番1号	株式会社ホーク 代表取締役 菊 地 隆 雄	平成18年 11月1日
112	スプリング調剤薬局	秋田市御所野地蔵田二丁目1番7号	株式会社スプリング 代表取締役 佐 川 暁	平成18年 11月1日

秋田市告示第260号

平成18年11月6日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。
平成18年10月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

付議事件

- 1 秋田ポートタワーセリオンを買い入れる件
- 2 平成17年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3 水害対策の強化に関する意見書提出の件

秋田市告示第261号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの照明設備使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年10月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地の1
財団法人秋田市総合振興公社
理事長 相 場 道 也
- 2 委託期間
平成18年11月1日から平成19年3月31日まで

秋田市告示第262号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付す

平成18年10月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
きさらぎ薬局	秋田市土崎港中央一丁目 21番36号	平成15年 12月22日

秋田市告示第259号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成18年10月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

る。

平成18年10月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

秋田市告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年10月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
アイリス薬局	秋田市牛島東五丁目9番 39号	平成18年 8月16日
小規模多機能型 居宅介護幸の家	秋田市南通亀の町12番22 号	平成18年 9月13日
パラジマ 歯科 クリニック	秋田市茨島六丁目10番13 号	平成18年 9月22日
稲庭クリニック デイサービス センター	秋田市南通亀の町2番21 号	平成18年 7月1日
みなみ風 デイサービス	秋田市仁井田字新中島826 番地310	平成18年 9月28日

港中央薬局	秋田市新屋大川町15番1号	平成18年10月2日
仁井田デイサービスセンター ふきむすめ	秋田市仁井田字仲谷地282番地	平成18年10月2日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
バラジマ歯科 クリニック	秋田市茨島六丁目10番13号	平成18年9月22日
老人保健施設 勝平苑	秋田市新屋北浜町21番10号	平成18年10月31日

秋田市告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年10月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
アイリス薬局	秋田市牛島東五丁目9番39号	平成18年8月16日
バラジマ歯科 クリニック	秋田市茨島六丁目10番13号	平成18年9月22日
ほどの矯正歯科 クリニック	秋田市保戸野千代田町2番58号	平成18年9月15日
株式会社 祥ドリーム ソニック薬局	秋田市御所野地藏田四丁目10番1号	平成18年10月2日
港中央薬局	秋田市新屋大川町15番1号	平成18年10月2日

2 変更

名 称	開設者氏名	変更事項（名称）		変 更 年月日
		変更前	変更後	
松浦医院	松浦 麗子	松浦産婦人科・心療内科医院	松浦医院	平成18年10月2日

3 廃止

名 称	所 在 地	開設者氏名 又は名称	廃 止 年月日
アイリス薬局	秋田市牛島東五丁目9番39号	有限会社 ビー・アンド・エス 代表取締役 大友 進	平成18年8月15日
バラジマ歯科 クリニック	秋田市茨島六丁目10番13号	菊地 雅明	平成18年9月22日
港中央薬局	秋田市新屋大川町15番1号	中村エミ子	平成18年9月30日
松浦産婦人科・ 心療内科医院 分院	秋田市東通一丁目3番27号	松浦 麗子	平成18年5月9日

教 委 告 示

秋田市教委告示第15号

平成18年10月25日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成18年10月17日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

付議案件

- 1 公告式規則の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第22号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定に基づき、農業委員会委員選挙における投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第17条第3項の規定により告示する。

平成18年10月6日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

選挙区	投票区	投 票 所	新 区 域	備 考
1	1	飯 島 地 区 コ ミ セ ン	飯島全域、港北新町、港北松野町、將軍野堰越 土崎港北三丁目の区域、土崎港北七丁目の一部（5番～8番）	変更なし
	2	上 新 城 地 域 セ ン タ ー	上新城全域	変更なし
	3	下 新 城 地 域 セ ン タ ー	下新城全域	変更なし
	4	金 足 地 域 セ ン タ ー	金足全域	変更なし

	5	土 崎 支 所	土崎港中央、土崎港東、土崎港西、土崎港南、土崎港北一丁目、北二丁目、北四丁目、北五丁目、北六丁目、土崎港北七丁目の一部（5番～8番を除く）、土崎港相染町、将軍野東一丁目、東二丁目、東三丁目、東四丁目の区域、将軍野南一丁目～三丁目、将軍野南四丁目の一部（1番～3番を除く）、将軍野南五丁目の一部（2番1号～2番12号・2番54号を除く）、将軍野青山町、将軍野桂町、寺内、八橋	旧寺内小学校の区域を編入
2	6	太 平 地域センター	太平中関全域、太平目長崎全域、太平寺庭全域、太平山谷全域 太平八田全域、太平黒沢全域	旧太平中学校、旧山谷小学校、旧八田公民館、旧太平館越町内会館の区域を編入
	7	下 北 手 地域センター	下北手全域、横森全域、桜全域	変更なし
	8	外 旭 川 地 区 コ ミ セ ン	外旭川全域、将軍野南四丁目の一部（1番～3番）、将軍野向山 将軍野南五丁目の一部（2番1号～2番12号・2番54号）	変更なし
	9	上 北 手 地域センター	上北手全域、御所野元町三～四丁目、御所野下堤一丁目、山手台	変更なし
	10	添 川 地 域 交流センター	添川、濁川、仁別全域、山内全域、旭川、新藤田、泉、手形 保戸野の区域	旧藤倉児童館、旧旭川小学校の区域を編入
	11	広 面 児 童 館	広面、柳田、蛇野の区域、南通築地、南通宮田、榎山字石塚谷地 榎山石塚町、榎山太田町、榎山大元町、榎山金照町、榎山城南町 榎山字寺小路、東通仲町、東通観音前、東通明田、東通一～三丁目	変更なし
3	12	羽 川 公 民 館	下浜羽川全域、下浜名ヶ沢全域	旧名ヶ沢公民館の区域を編入
	13	長 浜 公 民 館	下浜長浜全域、下浜桂根全域	旧桂根公民館の区域を編入
	14	八 田 小 学 校	下浜八田全域、下浜榎田全域	変更なし
	15	新 屋 支 所	新屋全域、浜田全域	旧浜田地区コミセンの区域を編入
	16	豊 岩 地 域 セ ン タ ー	豊岩豊巻全域、豊岩小山全域、豊岩石田坂全域	旧小山公民館、旧石田坂公民館の区域を編入
	17	仁 井 田 小 学 校	仁井田全域、御野場新町、大住、川尻町、川尻、川元、山王 市街地居住者、牛島東、牛島西、牛島南、牛島字東瀧敷、柳原新田 茨島、卸町	旧川尻児童館、旧牛島児童館の区域を編入
	18	四 ツ 小 屋 幼 稚 園	四ツ小屋全域、御野場（御野場新町を除く）、御所野地藏田	変更なし
4	19	鶴 養 公 民 館	岩見字鶴養の区域、岩見字新川の区域	旧新川公民館の区域を編入
	20	河 辺 岩 見 三 内 地 区 コ ミ セ ン	その他の岩見、三内の区域	変更なし
	21	萱 森 生 活 改 善 セ ン タ ー	三内字上三内、岩見の一部の区域、三内字砂子淵の区域	旧砂子淵公民館の区域を編入
	22	田 尻 公 民 館	三内字下三内の区域	変更なし
	23	赤 平 ふ れ あ い 館	赤平、高岡、大沢の区域、大張野の区域	旧神内公民館の一部の区域を編入
	24	三 町 内 会 公 民 館	和田字坂本、諸井の一部の区域、諸井、和田および高岡の一部の区域 神内、和田の一部の区域	旧神内公民館の一部、旧下諸井児童館の区域を編入
	25	河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー	その他の和田、北野田高屋および松淵の一部の区域、和田字式田、松淵 の区域、北野田高屋の区域	旧式田公民館、旧黒沼多目的共同利用施設の区域を編入

5	26	河辺戸島ふるさとセンター	戸島、松測の一部の区域、畑谷、豊成、戸島の一部の区域	旧畑谷公民館の区域を編入
	27	雄和基幹集落センター	新波、碓田、向野、繫地区、神ヶ村地区、左手子地区	旧神ヶ村自治会館、旧雄和左手子交流センターの区域を編入
	28	女米木自治会館	女米木地区、戸賀沢地区	旧戸賀沢自治会館の区域を編入
	29	萱ヶ沢自治会館	萱ヶ沢地区、中ノ沢地区	旧中ノ沢自治会館の区域を編入
	30	種沢自治会館	種沢の地区	変更なし
	31	平尾鳥自治会館	平尾鳥、椿川字山籠区域	変更なし
	32	相川コミュニティセンター	銅屋、高清水地区、高野地区	旧高野生活改善センターの区域を編入
	33	雄和農村環境改善センター	妙法、水沢、上大部、石田、平沢、糠塚地区	変更なし
	34	長者やま荘	鹿野戸、椿川、白鳥の丘、椿台地区、安養寺、三替沢、奥椿台地区 本田、寺沢、山崎地区、芝野、沖村地区、下黒瀬、湯野目地区	旧安養寺児童館、旧本田自治会館、旧芝野自治会館、旧下黒瀬自治会館の区域を編入

秋市選管告示第23号

平成18年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により次のとおり縦覧に供するので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定に基づき告示する。

平成18年10月17日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成18年10月20日から
平成18年11月3日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第12号

平成18年10月17日午後2時秋田市議場棟第3・4委員会室に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成18年10月10日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市仁井田新田二丁目5番4号 木村剛の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外24件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第74号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年10月2日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 ワタナベデンキ	渡部 貢	山本郡三種町志戸橋字新田 3番地36

- 2 指定日

平成18年10月2日

秋田市上下水道局告示第75号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年10月2日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 ワタナベデンキ	渡部 貢	山本郡三種町志戸橋字新田 3番地36

2 指定期間

平成18年10月2日から平成21年10月1日まで

秋田市上下水道局告示第76号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11第1項の規定に基づき次の秋田市指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第3号の規定により告示する。

平成18年10月6日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事事業者

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社 佐野組	佐野 齋	秋田市飯島字坂道端25番地の5

2 取消年月日

平成18年10月6日

秋田市上下水道局告示第77号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年10月12日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
小川工業	小川 正文	にかほ市院内字越前7番地

2 指定期間

平成18年10月12日から平成21年10月11日まで

秋田市上下水道局告示第78号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年10月18日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 菅野工務店	菅野貴実雄	秋田市仁井田本町一丁目16番3号

2 指定日

平成18年10月18日

秋田市上下水道局告示第79号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年10月18日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
合資会社 M.S.C設備企画	武藤 和男	秋田市檜山本町5番17号

2 指定日

平成18年10月18日

秋田市上下水道局告示第80号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年10月23日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
むつみ造園土木 株式会社	佐々木吉和	秋田市川尻御休町4番27号

2 指定期間

平成18年10月23日から平成21年10月22日まで

秋田市上下水道局告示第81号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年10月25日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
安田水道	安田 貢	秋田市山王沼田町7番38号 山王アイC号

2 指定日

平成18年10月25日

秋田市上下水道局告示第82号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年10月25日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
安田水道	安田 貢	秋田市山王沼田町7番38号 山王アイC号

2 指定期間

平成18年10月25日から平成21年10月24日まで

秋田市上下水道局告示第83号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道

事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成18年10月27日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社菅野工務店	菅野貴実雄	秋田市仁井田本町一丁目16番3号
MSC設備企画	武藤和男	秋田市榎山本町5番17号

2 廃止年月日

平成18年10月18日

公 告

秋田市公告

土地収用法（以下「法」という。）第42条第1項および法第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および法第47条の4第2項の規定により公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は、収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成18年10月2日

秋田市長 佐竹敬久

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 秋田都市計画道路事業3・4・14号川尻広面線
- 3 裁決申請年月日 平成18年9月26日
- 4 収用しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地番	地 目
秋田市旭北寺町	121番	墓 地

- 5 縦覧場所 秋田市建設部建設総務課
- 6 縦覧期間 公告の日から平成18年10月16日まで

秋田市公告

土地収用法（以下「法」という。）第36条の2第2項の規定により、起業者秋田市から土地調査作成の特例手続の申出書を受け取ったので、同条第3項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、同条第6項の規定により、土地調査に記載されている土地所有者および関係人は、当該土地調査の記載事項が真実でない旨の異議を有するときは、平成18年11月2日までに、土地収用法施行規則様式第7の5により、起業者に対し、異議申出書を提出することができる。

また、法第38条の規定により、土地調査の記載事項のうち異議申出書により異議を述べなかった事項については、その真否について収用委員会における審理の際に、土地所有者および関係人が立証しない限り、異議を述べることができない。

平成18年10月2日

秋田市長 佐竹敬久

- 1 起業者の名称 秋田市
- 2 事業の種類 市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事
- 3 土地調査の作成に係る土地の所在、地番および地目

所 在	地番	地目（現況）
秋田県秋田市下新城笠岡字島下り	2番	原野（原野）
秋田県秋田市下新城笠岡字島下り	24番	原野（雑種地）

- 4 縦覧場所 秋田市建設部道路建設課
- 5 縦覧期間 公告の日から11月2日まで
- 6 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

土地収用法（以下「法」という。）第36条の2第2項の規定により、起業者秋田市から物件調査作成の特例手続の申出書を受け取ったので、同条第3項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、同条第6項の規定により、物件調査に記載されている土地所有者および関係人は、当該物件調査の記載事項が真実でない旨の異議を有するときは、平成18年11月2日までに、土地収用法施行規則様式第7の6により、起業者に対し、異議申出書を提出することができる。

また、法第38条の規定により、物件調査の記載事項のうち異議申出書により異議を述べなかった事項については、その真否について収用委員会における審理の際に、土地所有者および関係人が立証しない限り、異議を述べることができない。

平成18年10月2日

秋田市長 佐竹敬久

- 1 起業者の名称 秋田市
- 2 事業の種類 市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事
- 3 物件調査の作成に係る土地の所在、地番および地目

所 在	地番	地目（現況）
秋田県秋田市下新城笠岡字島下り	2番	原野（原野）
秋田県秋田市下新城笠岡字島下り	24番	原野（雑種地）

- 4 縦覧場所 秋田市建設部道路建設課
- 5 縦覧期間 公告の日から11月2日まで
- 6 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成18年7月31日付け秋田市指令第5523号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年10月6日

秋田市長 佐竹敬久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市四ツ小屋末戸松本字向野3番地2
末戸松本町内会
代表者 鈴木久志
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市四ツ小屋末戸松本字向野3番2、3番6および3番7

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う平成18年度のインフルエンザ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条および第5条の規定に基づき、公告する。

平成18年10月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種の方法および回数
インフルエンザの定期的予防接種は、インフルエンザH Aワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。
- 4 予防接種を行う期日、場所および接種協力医師
 - (1) 期日 平成18年10月15日から平成19年1月31日までの間で各受託医療機関で定める実施日
 - (2) 場所等 別表のとおり

- 5 予防接種の対象から除かれる者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっている者
 - (3) インフルエンザワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがある者
 - (4) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者
 - (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
 - (1) 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患の基礎疾患を有することの明らかな者
 - (2) 過去にけいれんの既往のある者
 - (3) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- 7 他の予防接種を受けている場合の接種間隔
 - (1) 不活化ワクチン又は、トキソイドの予防接種をした日から6日以上の間隔をあける。
 - (2) 生ワクチンを接種した日から27日以上の間隔をあける。
- 8 予防接種料金
2,000円
ただし、生活保護受給者は無料

別表

医療機関および老人福祉施設	所在地	接種を行う医師
秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町6番17号	三浦 傳 向島 偕 門脇 謙 水口 直 樹 伊藤 万寿雄 佐藤 匡也 阿部 芳久 熊谷 肇 小関 美樹 関 啓二 太田 助十郎 井上 義朗 福井 伸一 荻原 順一 澤田 賢一 宇野 篤 熊谷 研 庄司 亮 猪股 茂樹 寺田 健 大山 幸子
秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	阪本 哲也 阿部 栄二 石澤 暢浩 伊多波 未来 糸賀 寛 遠藤 和彦 北林 淳 木津 典久

秋 田 赤 十 字 病 院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	小武海雄介 佐藤藤和 木下田さ 三田田亜 吉田田秀 一	明か子 や紀一 郎
		宮下正弘 三浦邦夫 神岸浦剛 山浦樹 三石藤本一 後橋黒川英 橋石黒川博 八木澤一 山野康 小松田智 照勝井田光 木後藤良 松田井武 新小棚木内慎 大鎌左部収 作閔仁 湯朝野信 高野裕 石河本紀 湯飯田直 皆丸屋田崇 土八木昌 八塚木伸 太田英 真大博 吉利山岡博 利金部則 桃谷生知 宮内名靖 平安田勝 飯崎孝 磯田常 藤崎健 鈴田康 中木裕 村畑潤 雅	弘夫郎 剛樹明 尚誠明 一仁穗 也元明 滋治文 和均郎 一大史 博一之 聡成志 淳一夫 一星孝 行昭巳 子仁己 治一司 一雄子 一彦

		大 嶋 厚 志 西 卷 啓 一
アーク循環器クリニック	秋田市広面字谷地沖26番地1	柳 澤 宗 柳 澤 昌 子
愛川整形外科クリニック	秋田市仁井田露見町7番11号	愛 川 重 春 愛 川 重 肇
秋 田 回 生 会 病 院	秋田市牛島西一丁目7番5号	菱 川 泰 夫 戸 澤 琢 磨 佐 藤 佳 子 藤 原 佳 龍 大 原 沼 一 黒 沢 俊 諒 松 本 康 宏 佐 藤 和 裕
秋 田 乳 腺 ク リ ニ ッ ク	秋田市広面字蓮沼23番地2	工 藤 保 河 井 樹 伊 藤 秀 学 丸 山 起 誉 幸
秋 田 共 立 病 院	秋田市南通亀の町14番23号	小 泉 春 雄 佐 藤 敬 文
秋 田 緑 ケ 丘 病 院	秋田市飯島字堀川84番地	武 田 忠 厚 後 藤 時 子 長 谷 部 敬 美 高 橋 賢 一 齋 藤 靖 早 川 和 夫 水 俣 明 子 鈴 木 康 男 鈴 木 稔 儼 五 十 嵐 三
秋 田 南 ク リ ニ ッ ク	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地115	西 本 正
秋田メモリアルクリニック	秋田市南通亀の町7番26号	渡 邊 克 夫
阿 部 ク リ ニ ッ ク	秋田市仁井田本町三丁目28番13号	阿 部 豊 彦
阿 部 内 科 医 院	秋田市將軍野東一丁目7番26号	阿 部 士 郎
秋田泌尿器科クリニック	秋田市広面字谷地沖6番地1	能 登 宏 光
飯 川 病 院	秋田市中通六丁目1番21号	飯 川 豊 彦 飯 川 曄 子
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番1号	渡 辺 秀 悦
一 戸 医 院	秋田市新屋大川町9番7号	一 戸 浩 忠 佐 々 木 一
五 十 嵐 記 念 病 院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号	石 川 淨 基 佐 伯 重 昭 並 木 岡 一
井谷耳鼻咽喉科医院	秋田市広面字鍋沼52番地1	井 谷 修
池 田 内 科 医 院	秋田市土崎港中央五丁目5番10号	池 田 毅
池 田 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央五丁目6番32号	池 田 和 子
石 川 医 院	秋田市土崎港相染町字大谷地35番地	石 川 浩 一 石 川 和 郎
いしがき整形外科クリニック	秋田市土崎港中央四丁目6番22号	石 垣 智
いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番地1	石 山 剛
石 田 小 児 科 医 院	秋田市広面字蓮沼11番地	石 田 明
石 田 内 科 医 院	秋田市保戸野中町6番48号	石 田 明 子
稲 庭 ク リ ニ ッ ク	秋田市南通亀の町2番21号	稲 庭 毅 子 稲 館 正 子
稲 見 外 科 内 科 医 院	秋田市保戸野中町1番45号	高 崎 育 男

稲葉小児科医院	秋田市旭北栄町1番21号	稲葉八雲
今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1	稲庭千弥子 伊藤研一 三浦義昭 塩田睦樹 今野直樹 成見綾人 花田雅公 渡引康毅 稲庭宗研 正藤田浩樹 小野裕一
岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地1	岩崎 齐
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	菊池一馬 後藤敦子 富岡立
岩渕内科胃腸科クリニック	秋田市保戸野中町7番16号	岩渕 朗
岩見三内クリニック	秋田市河辺三内字外川原115番地	鈴木 彰
駅前整形外科医院クリニカオルト	秋田市千秋久保田町3番15号	湊 裕子
内山医院	秋田市手形新栄町2番31号	内山 忠司
内山内科胃腸科医院	秋田市大住三丁目3番47号	内山 稔朗
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 正行 榎 真美子
越後谷クリニック	秋田市東通仲町1番25号	越後谷 武
おのぎき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目3番30号	小野崎 通彦
及川医院	秋田市飯島美砂町9番11号	及川 光平
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番1号	小林尚壬 柳生昭治 三浦莊彦 寺田邦久 多田為子 小林佳美 小金谷有子
小川内科医院	秋田市中通三丁目3番55号	島 仁
おきた町診療所	秋田市新屋沖田町5番2号	川村 隆彦
おのば腎泌尿器科クリニック	秋田市仁井田字中新田80番地	佐藤 良延
おのば能登医院	秋田市仁井田字中新田66番地1	能登 弘毅
おーくらクリニック	秋田市中通六丁目1番24号	大倉 俊弥
大野小児科医院	秋田市南通築地2番15号	大野 忠
大谷医院	秋田市川元むつみ町6番6号	大谷 敏男
大町内科外科クリニック	秋田市大町一丁目2番23号	桜庭 清
加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目7番17号	小松 偉子
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番18号	加賀谷 学
鹿嶋医院	秋田市土崎港東四丁目4番70号	鹿嶋 雄治
笠松医院	秋田市中通五丁目7番19号	笠松 千秋
おのば高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高橋 康
片岡内科小児科医院	秋田市泉南三丁目17番17号	片岡 紀夫
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野4番地3	加藤征夫 長山栄子 加藤倫紀 久場政博 佐々木義憲 加藤佳子
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	金子 ミサヲ

笠 松 病 院	秋田市浜田字藍ノ原5番地	稲 村 茂 早 川 勇 金 山 隆 齊 藤 真 樹 子
鎌田循環器科内科クリニック	秋田市広面字連沼87番地 1	鎌 田 滋 夫
川 上 医 院	秋田市牛島東七丁目 7 番16号	川 上 抱 負
川 口 医 院	秋田市新屋元町18番27号	川 口 武 人
川 原 医 院	秋田市手形字山崎194番地 1	川 原 浩
木 曾 医 院	秋田市外旭川字八幡田10番地 6	木 曾 典 一 木 曾 のり子
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番 5 号	木 村 衛
きびら内科クリニック	秋田市新屋天秤野 5 番10号	鬼 平 聡
北 嶋 内 科 医 院	秋田市南通みその町 7 番 7 号	北 嶋 益 二
くらみつ内科クリニック	秋田市山王五丁目10番28号	倉 光 智 之
熊 谷 内 科 医 院	秋田市中通五丁目 5 番 8 号	熊 谷 肇
倉 田 医 院	秋田市千秋北の丸 5 番63号	倉 田 穰
桑原内科クリニック	秋田市栢山登町 5 番28号	桑 原 敏 行
御所野内科クリニック	秋田市御所野元町五丁目 3 番 5 号	細 谷 重 明
港 北 中 通 診 療 所	秋田市土崎港北六丁目 1 番 5 号	白 戸 英 雄 阿 部 徹 今 井 秀 夫 梅 津 正 矩 大 町 康 一 浜 井 啓 子 草 彌 芳 明 鈴 木 敏 文 兔 澤 晴 彦 藤 原 勝 正 堀 田 淳 松 部 義 美 阿 部 崎 博 阪 本 亮 平 田 山 友 之 津 田 栄 彦 津 田 聡 子 平 山 雅 士 福 田 耕 二 藤 田 敦 樹 三 船 大 吉 森 川 英
健 生 ク リ ニ ッ ク	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	阿 部 二 郎 阿 部 弥 生
後 条 内 科 医 院	秋田市牛島七丁目 4 番17号	後 条 永 四 郎
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐々木 剛 一
小 泉 耳 鼻 咽 喉 科	秋田市中通二丁目 1 番41号	小 泉 達 朗
小 泉 病 院	秋田市中通四丁目 1 番28号	小 湯 亮 道 湯 川 道 弘
小 林 胃 腸 科 内 科	秋田市八橋田五郎二丁目11番 9 号	小 林 謙 太 郎
小松内科クリニック	秋田市御野場新町二丁目10番12号	小 松 幹 雄
酒 井 小 児 科 医 院	秋田市中通四丁目 1 番56号	砂 押 浩
さくら小児科医院	秋田市桜一丁目 1 番11号	莊 司 靖 子 莊 司 靖 子
佐々木内科循環器科医院	秋田市土崎港東四丁目 5 番38号	佐々木 弥
佐 藤 内 科 医 院	秋田市将軍野南一丁目10番55号	佐 藤 廣

		堂 北 忍
笹原内科医院	秋田市大町三丁目4番41号	笹原秀雄 笹原英明
澤口医院	秋田市八橋三和町14番6号	澤口博
山王胃腸病院	秋田市山王二丁目1番49号	最上栄蔵 山崎好日 伊藤正直 白根東久
山王整形外科医院	秋田市山王中島町15番18号	湊昭策
山王レディースクリニック	秋田市山王中園町10番35号	津田晃
しかま医院	秋田市保戸野原の町8番38号	四釜俊夫
小児科岩渕医院	秋田市保戸野中町7番20号	岩渕和子
設楽産婦人科内科クリニック	秋田市外旭川字前谷地43番地1	設楽芳宏
柴田医院	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番地11	柴田一忍
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	島田堅一
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木村康徳
消化器科診療所藤田内科	秋田市東通八丁目1番41号	藤田警士
白根病院	秋田市旭北栄町5番29号	白根研二 那須宏 小野寺加奈子 小宅仁子
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	佐々木秀平 添野武彦 小松真史 伊藤藤誠司 本間光信 水俣健一 松尾重樹 中川重正 長沼敏哉 大谷敏節 中野山 芋田強 小泉ひろみ 小高関史朗 高橋賢一 高橋爪隆弘 古屋智規 石田俊哉 高村橋道 阿部昌功 工藤重臣 重臣山平 松野直 水堤野純 伊藤嶋眞 伊藤藤伸 藤原武 大柴敏 中根邦夫

		細山新市阿内岩平木櫻富上山木柏高山和長加斎星田佐山平向富松田小軽	葉下津川部藤寺山村場榿田本村倉橋田嶋川藤藤野原藤口野井永川上泉部	美達秀喜正信良康善寿博洋ま勝直川藤野原藤口野井永川上泉部	穂子矢孝一人吾太浩明乾文勉毅元剛や裕紀傑志均平之ナ明則弘拓子洸子
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	鈴木裕之	鈴木雪子	鈴木和夫	鈴木俊夫
鈴木内科医院	秋田市中通三丁目3番24号	鈴木真砂子	菅原明子	小波蔵安勝	藤枝村信夫
鈴木内科胃腸科医院	秋田市牛島東二丁目2番37号	菅原真砂子	須藤明子	小波蔵安勝	藤枝村信夫
菅原内科医院	秋田市東通観音前6番60号	菅原真砂子	須藤明子	小波蔵安勝	藤枝村信夫
菅原内科クリニック	秋田市寺内堂ノ沢一丁目8番36号	菅原真砂子	須藤明子	小波蔵安勝	藤枝村信夫
須藤医院	秋田市広面字樋口18番地15	須藤明子	小波蔵安勝	藤枝村信夫	小波蔵安勝
清和病院	秋田市柳田字石神59番地	小波蔵安勝	藤枝村信夫	小波蔵安勝	藤枝村信夫
銭谷内科胃腸科クリニック	秋田市川尻上野町1番64号	銭谷明	穂三飯苗須嘉芝小	積浦沼村藤藤山林	進俊双まき
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	穂三飯苗須嘉芝小	積浦沼村藤藤山林	進俊双まき	恒一信葉子茂啓顕
高清水医院	秋田市中通六丁目15番6号	高清水三郎	高清水郁夫	高橋文夫	高清水三郎
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町4番47号	高橋郁夫	高橋文夫	高橋文夫	高橋郁夫
高橋内科医院	秋田市桜四丁目1番1号	高橋文夫	高橋文夫	高橋文夫	高橋文夫

内科胃腸科高橋医院	秋田市仁井田新田一丁目15番35号	高 橋 贊
高橋正喜クリニック	秋田市中通六丁目6番15号	高 橋 正 喜
たわらや内科	秋田市東通館ノ越8番11号	俵 谷 幸 蔵
田代クリニック	秋田市東通一丁目23番1号	田 代 哲 男
高木内科胃腸科医院	秋田市將軍野南四丁目6番20号	高 木 紘 一
武田胃腸クリニック	秋田市大町一丁目6番12号	武 田 正 人
武 田 医 院	秋田市川元開和町8番2号	武 田 由 紀 夫
田 近 医 院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地1	田 近 武 彦
立 木 医 院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号	立 木 裕
土 崎 病 院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	小 野 栄 二 小 林 匡 岩 谷 和 夫 高 橋 薫 志 村 道 隆
土崎レディースクリニック	秋田市土崎港南三丁目5番5号	松 浦 亨
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	土 田 蓉 子
寺田内科医院	秋田市旭南一丁目1番6号	寺 田 俊 夫
つつみ整形外科	秋田市寺内堂ノ沢三丁目8番21号	堤 祥 浩
とおる内科医院	秋田市御所野地蔵田二丁目1番3-2号	高 橋 徹
遠 山 医 院	秋田市横森五丁目21番18号	遠 山 卓 郎 遠 山 潤
富田胃腸科内科医院	秋田市新屋豊町10番3号	富 田 志 郎
ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	長 沼 晶 子 大 山 幸 子
中 込 内 科 医 院	秋田市八橋本町三丁目1番5号	中 込 晃
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	中 込 惠 美 子
中 通 総 合 病 院	秋田市南通みその町3番15号	明 石 健 赤 羽 仁 三 赤 羽 羽 子 阿 部 徹 安 藤 秀 明 五 十 嵐 知 規 稻 葉 龍 太 郎 今 井 秀 夫 梅 津 正 矩 蝦 名 正 夫 大 久 保 一 正 大 町 康 一 小 貫 学 小 野 巖 折 野 公 人 加 賀 谷 肇 加 藤 充 弘 神 垣 佳 幸 河 田 泰 川 原 聡 樹 木 原 暮 輝 明 清 澤 美 乃 草 彌 芳 理 杏 澤 幸 久 保 田 奉 新 小 林 志 小 林 藤 知 白 戸 英 雄

菅鈴千田千東 海 兔成野花羽 浜原福藤堀 松松宮宮安 矢山渡長阿 栗梅大金菊 木黒小小坂 阪佐佐佐杉 瀬高高千津 津成畠平福 藤真松	原木馬中葉 林澤田坂岡 渕井田田原 崎田形本岡 幅田辺山部 崎津内森谷 村田林松田 本木藤藤山 川橋橋葉田 田田山山田 田壁本	厚文悦一郎 男彦郎子夫 子忠之彦樹 夫淳滋也二 男晋新之美 博織吾裕博 樹巳生博子 平一恵太子 子人徹子人 子彦涉二士 二敦伸子	敏誠雄滿琢 晴裕恵農由 啓光勝正郁 誠健義俊義 香真勝祥相 奈芳由亮憲 裕麗保豊祐 貴聡栄雄雅 耕聖
---	---	--	--

		三 船 大 樹 宮 本 川 陽 森 川 吉 英 山 田 浩 之 山 本 夏 子
中通りハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	渡 辺 淳 小 貫 涉 阿 山 友 牛 部 義 橋 山 えり 本 本 啓 子
中 村 医 院	秋田市千秋城下町5番6号	中 村 淑 子
新 田 医 院	秋田市泉一ノ坪26番23号	新 田 晋
にいだ内科循環器科クリニック	秋田市仁井田新田三丁目14番17号	小 田 嶋 貢
長 谷 山 内 科 医 院	秋田市中通三丁目3番43号	長 谷 山 俊 之
はたの循環器クリニック	秋田市横森三丁目1番9号	波 多 野 宏 治
橋 本 愛 隣 医 院	秋田市広面字近藤堰越78番地1	橋 本 禎 嗣
馬 場 内 科 医 院	秋田市八橋三和町18番9号	馬 場 英 行
内科胃腸科濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	濱 島 昭 雄 濱 島 由 紀
花 田 胃 腸 科 医 院	秋田市旭南三丁目7番47号	花 田 雅 寧
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2番16号	原 田 健 二
針生産婦人科内科クリニック	秋田市広面字近藤堰越49番地1	針 生 峰 子
ひがし稲庭クリニック	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	葛 西 亨
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地2	石 川 正 道
ひもり内科消化器科クリニック	秋田市外旭川八幡田一丁目11番40号	桧 森 昌 門
平野いたみのクリニック	秋田市川尻御休町5番40号	平 野 勝 介
藤盛レディースクリニック	秋田市中通七丁目1番3号	藤 盛 亮 寿
福 島 内 科 医 院	秋田市南通宮田15番46号	福 島 幸 隆
福田胃腸科クリニック	秋田市広面字家ノ下34番地1	福 田 健
細 谷 病 院	秋田市南通宮田3番10号	細 谷 重 直 細 谷 煥 栄 細 谷 貴 美 子
本 間 医 院	秋田市山王中園町3番14号	本 間 真 紀 子
松 岡 内 科 クリニック	秋田市中通一丁目3番46号	松 岡 一 志
真 崎 耳 鼻 咽 喉 科 医 院	秋田市土崎港中央六丁目8番3号	真 崎 雅 和
松浦産婦人科心療内科医院	秋田市将軍野南一丁目14番73号	松 浦 麗 子
三 浦 小 児 科 内 科 医 院	秋田市新屋勝平町2番25号	三 浦 靖 徳
水 沢 医 院	秋田市茨島四丁目6番37号	水 沢 広 和 安 藤 秀 明
三 儼 医 院	秋田市外旭川字三後田46番地	五 十 嵐 三 儼
湊 小 児 科 医 院	秋田市中通五丁目7番34号	湊 元 志
港 町 内 科 皮 膚 科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴 木 信 愛
南 浦 医 院	秋田市檜山本町1番32号	南 浦 光 昭
宮 川 内 科 医 院	秋田市檜山本町11番8号	宮 川 弘 彬
みやざわペインクリニック	秋田市中通七丁目1番3号	宮 澤 一 治
村 山 クリニック	秋田市将軍野南五丁目12番19号	村 山 徳 治 村 山 仁
向 島 医 院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	向 島 偕
も ろ お か 医 院	秋田市土崎港南二丁目3番64号	師 岡 長
森川内科呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	森 川 昌 利
やばせ内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目8番31号	俵 谷 博 信
柳 田 医 院	秋田市手形田中4番15号	柳 田 龍 一
山 川 内 科	秋田市東通一丁目25番22号	山 川 博
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地1	日 下 尚 志

吉田胃腸科内科クリニック	秋田市山王中園町10番30号	吉 田 司
吉 田 内 科 医 院	秋田市広面字樋ノ沖20番地1	吉 田 廣 作
吉 成 医 院	秋田市下新城中野字琵琶沼211番地18	吉 成 俊 太 郎 吉 成 仁
米 谷 耳 鼻 科 医 院	秋田市將軍野南一丁目10番57号	米 谷 博 秀
米 山 内 科 医 院	秋田市大町五丁目4番49号	米 山 泰 夫
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地3	綿 貫 桃 代

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成18年10月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

公 売 公 告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により下記のとおり公告する。

平成18年10月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公 売 の 日 時	平成18年10月25日午後1時	公 売 の 場 所	秋田市役所職員研修棟第2研修室
公 売 の 方 法	入札（別紙（省略）に記載する売却区分ごとに売却する。）	再 度 入 札	入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。
公 売 開 始 の 日 時 および締切の日時	平成18年10月25日午後1時10分から午後1時20分まで		
開 札 の 日 時	平成18年10月25日午後1時20分	開 札 の 場 所	秋田市役所職員研修棟第2研修室
売 却 決 定 の 日 時	平成18年10月25日午後1時30分	売 却 決 定 場 所	秋田市財政部納税課
公 売 保 証 金	公売公告別紙1（省略）のとおり		
買 受 代 金 納 付 の 期 限	平成18年10月25日午後1時30分		
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。		
危 険 負 担 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。		
権 利 移 転 に 伴 う 費 用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。		
公 売 財 産 上 の 質 権 者、 抵 当 権 者 等 の 権 利 の 内 容 の 申 し 出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受ける権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。		
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件			
公 売 財 産 の 表 示	公売公告別紙1（省略）のとおり		
消 費 税 の 取 扱 い	公売財産に対する消費税の取扱いについては、公売公告別紙2（省略）のとおり		

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋

田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成18年10月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

- ア 秋田市八橋老人いこいの家
- イ 秋田市飯島老人いこいの家
- ウ 秋田市大森山老人と子どもの家
- エ 秋田市雄和農林漁家高齢者センター

(2) 所在地

- ア 秋田市八橋本町一丁目4番3号
- イ 秋田市飯島字堀川84番地191
- ウ 秋田市浜田字出小屋333番の1
- エ 秋田市雄和神ヶ村字大橋248番地

(3) 設置目的

- ア、イ、ウ 老人にいこいと研修の場を提供し、安らぎと教養の向上に寄与するとともに心身の健康の増進に資することを目的とする。
- エ 高齢者の心身の健康を増進し、ふれあいを深めるとともに、高齢者およびその家族に対する相談、指導等の援助を行うことを目的とする。

(4) 規模等

- ア 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積533.32平方メートル
- イ 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積527.4平方メートル
- ウ 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積977.87平方メートル
- エ 木造平屋建、延床面積542.67平方メートル

(5) 主な施設

- ア 事務室、大広間、和室、健康相談室、浴室
- イ 事務室、大広間、和室、健康増進室、健康相談室、浴室
- ウ 事務室、大広間、和室、体育館、子ども室、健康相談室、浴室
- エ 事務室、和室、陶芸工作室、農産物加工室、浴室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関する業務
- (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

(1) 申請に必要な資格

地域福祉活動の実績があり、市内に主たる事務所を有し、1(1)のアからエまでの4施設を一括して管理できる法人であること。

(2) 申請をすることができない法人

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）
- ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法

人

エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成18年10月16日(月)から平成18年11月15日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

7 申請の手続

- (1) 提出期限
平成18年11月15日(水) 午後5時15分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は、認めない。
- (2) 提出場所
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部高齢福祉課生きがい担当
(電話018-866-2095)
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 公の施設の管理に関する事業計画書
 - イ 公の施設の管理に関する収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 登記事項証明書
 - オ 財務の状況を示す書類
 - カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 市民の平等な利用が確保されること。
 - イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成18年11月に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

(3) 指定管理者の候補者の選定にあたり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 管理にかかる経費に充てるため、年度毎に予算の範囲内で委託料を支払う。
- (3) 詳細は募集要項による。
- (4) 問い合わせ先
秋田市福祉保健部高齢福祉課生きがい担当
(電話018-866-2095)

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成18年10月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田市老人福祉センター

(2) 所在地

秋田市八橋南一丁目8番2号

(3) 設置目的

老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート造三階建、延床面積3,161.5平方メートル

(5) 主な施設

事務室、作業所、機能回復訓練室、浴室、和室、教養娯楽室、図書コーナー、会議室、食堂、老人デイサービスセンター

2 指定管理者が行う管理の業務

(1) 秋田市老人福祉センター条例（平成3年秋田市条例第11号）第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 使用の許可、使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関する業務

(3) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務

(4) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

(1) 申請に必要な資格

地域福祉活動の実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。

(2) 申請をすることができない法人

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）

ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成18年10月16日(月)から平成18年11月15日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

(1) 日時および場所

募集要項に記載する日時および場所

(2) その他

説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

7 申請の手続

(1) 提出期限

平成18年11月15日(水) 午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は、認めない。

(2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部福祉総務課庶務経理担当

（電話018-866-2092）

(3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 公の施設の管理に関する事業計画書

イ 公の施設の管理に関する収支予算書

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ 登記事項証明書

オ 財務の状況を示す書類

カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

(1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成18年11月に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

(3) 指定管理者の候補者の選定にあたり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(2) 管理に係る経費に充てるため、年度毎に予算の範囲内で委託料を支払う。

(3) 詳細は募集要項による。

(4) 問い合わせ先

秋田市福祉保健部福祉総務課庶務経理担当

（電話018-866-2092）

秋田市公告

国土調査法により、平成17年度に地籍調査を行った地域の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により、公告する。

なお、当該地図および簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成18年10月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 調査を行った地域

- 秋田市雄和平尾鳥字石名沢、外ノ沢、長田、田向、細田、平尾鳥、下野
- 2 地図および簿冊の名称
地籍図原図・地籍簿（案）
 - 3 閲覧期間
平成18年10月20日から平成18年11月8日まで
 - 4 閲覧場所
雄和市民センター1階 第5会議室
出張閲覧場所
雄和平尾鳥自治会館 10月29日(日)
午前9時から午後3時まで
 - 5 閲覧時間（出張閲覧を除く）
期間中閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。
 - 6 誤り等訂正の申出
閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入捺印の上、訂正の申し出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
 - 7 地図は、平成17年8月測量、簿冊は、平成18年10月10日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成18年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成18年10月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成18年10月23日から
平成18年11月10日まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行うインフルエンザ予防接種について、別表により当該業務を行うので同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項に基づき公告する。

平成18年10月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

医 療 機 関 名	所 在 地	接種を行う医師
中 通 総 合 病 院	秋田市南通みその町3番15号	菅 原 健 秀 竹 田 正 秀
市 立 秋 田 総 合 病 院	秋田市川元松丘町4番30号	成 田 直 史 横 井 彩

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第14項の規定により公告する。

平成18年10月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 意見聴取の日時 平成18年10月30日(月) 午後6時30分から
- 2 意見聴取の場所 飯田公民館
- 3 意見の聴取をしようとする事項
建築基準法第48条第1項ただし書の規定により、第一種低層住居専用地域内に農作業所の建築を許可することについて
- 4 建築計画の概要
 - ・建築物の主要用途 農作業所
 - ・建築物の位置 秋田市飯島字田尻34番の1
 - ・構造および規模 木造2階建て
 - ・敷地面積 231.83㎡
 - ・延べ面積 138.72㎡
- 5 申請者の住所および氏名
秋田市飯島飯田一丁目7番8号
佐々木 博

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第14項の規定により公告する。

平成18年10月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 意見聴取の日時 平成18年11月1日(水) 午後3時から
- 2 意見聴取の場所 三傳商事株式会社 会議室
- 3 意見の聴取をしようとする事項
建築基準法第48条第12項ただし書の規定により、工業専用地域内に工業の利便上又は公益上必要と認めて日用品の販売を主目的とする店舗の建築を許可することについて
- 4 建築計画の概要
 - ・建築物の主要用途 日用品の販売を主目的とする店舗
 - ・建築物の位置 秋田市新屋島木町1-151
 - ・構造および規模 鉄骨造平屋建
 - ・敷地面積 5,462.86㎡
 - ・延べ面積 233.12㎡
- 5 申請者の住所および氏名
宮城県仙台市青葉区宮町四丁目6番21号
株式会社ファミリーマート東北第1ディストリクト
部長 吉 田 俊 也

秋田市公告

見 積 価 額 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成18年10月13日付秋田市公告にかかる公売財産の見積価額を公告する。

平成18年10月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

(以 下 略)

秋田市公告

秋田県取用委員会から公示による通知がありましたので、土地取用法施行令第6条の2において準用する同令第5条第4項の規定により公告する。

平成18年10月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 事件名
秋田都市計画道路事業3・4・14号
川尻広面線に係る土地取用事件
- 2 通知書の名称
平成18年10月17日付け秋収委-71
「審理の開始について(通知)」
- 3 通知を受けるべき者
秋田市旭北寺町121番の土地所有者
- 4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実
 - (1) 掲示されている場所 秋田県掲示場(秋田県庁正面玄関前)
 - (2) 掲示を始めた年月日 平成18年10月24日
 - (3) 掲載される公報 平成18年10月24日付け秋田県公報

秋田市公告

都市緑地法(昭和48年法律第72号)第54条第2項の規定に基づき、当該緑地協定を認可したので、同法第47条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成18年10月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 緑地協定の名称 秋田市御所野地蔵田五丁目E地区緑地協定
- 2 緑地協定区域
秋田市御所野地蔵田五丁目27番1から27番14まで
秋田市御所野地蔵田五丁目28番1から28番15まで
計29筆
- 3 緑地協定の縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部公園課
公園施設管理センター

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第1項の規定により、平成18年10月23日付で認定申請のあった次の農用地利用規程については、これを認定したので、同条第8項の規定により公告する。

平成18年10月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市農林部 農村振興課 地域農業推進室
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く
- 3 縦覧期間 平成18年10月31日から平成18年11月13日まで

秋田市公告

都市公園を新設するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年10月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市公園の名称、位置および供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	供用開始の期日
北野田公園	秋田市河辺北野田	平成18年11月1日

- 2 都市公園の区域
別図(省略)のとおり

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第35条の2第1項の規定により、平成18年10月6日付け秋田市指令第7291号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年10月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市茨島四丁目19番52号
株式会社財産コンサルティング
代表取締役 納 谷 彰
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田新田一丁目87番1、88番1、89番1、90番14および90番15

教 委 公 告

秋田市教委公告

平成19年度秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則(平成11年秋田市教委規則第7号)第7条第2項の規定により公告する。

平成18年10月2日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

- 1 入学願書の提出期日および提出先
 - (1) 提出期日
平成18年11月20日(月)から平成18年11月24日(金)まで
 - (2) 提出先
秋田市立御所野学院中学校長あて、入学願書を提出すること。
- 2 出願資格
平成19年3月に小学校課程を修了見込みで、秋田市内在住者又は在住予定者
- 3 募集人員
男女 40名(秋田市立御所野小学校通学区域在住者又は在住予定者を除く。)
- 4 入学予定者選考方法
 - (1) 実施期日
平成18年12月16日(土)
 - (2) 内容
作文、面接
- 5 選考結果の通知
平成18年12月26日(火)
- 6 その他
入学決定の実施に関する必要な細目事項は、秋田市教育委員

会の定めるところによるものとする。

秋田市教委公告

平成19年度秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成18年10月2日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 俊 介

1 選抜の種類

前期選抜および一般選抜を設定する。

2 入学願書の提出期間および提出先

(1) 提出期間

ア 前期選抜 平成19年1月15日(月)から1月17日(水)まで

イ 一般選抜 平成19年2月14日(水)から2月16日(金)まで

(2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長あて、入学願書を提出すること。

3 入学検定料 2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 前期選抜 平成19年2月1日(水) 面接

(2) 一般選抜 平成19年3月6日(火) 学力検査および面接

ア 実施教科 5教科(国語、社会、数学、理科および英語)

イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 前期選抜 中学校もしくはこれに準ずる学校を平成19年3月に卒業する見込の者で、平成19年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項で定める「出願の条件」を満たしている者

(2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していない者とする。

ア 中学校もしくはこれに準ずる学校を平成19年3月に卒業

する見込みの者又は卒業した者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第63条の規定に該当する者

6 募集する学科名および募集人員

(1) 学 科 名 商業科

(2) 募集人員 男女240名

7 合格者の発表

(1) 前期選抜 平成19年2月8日(水)

(2) 一般選抜 平成19年3月13日(火)

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、秋田県教育委員会の定めるところによるものとする。

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成18年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成18年10月4日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

賦課対象区域

外旭川字小谷地、濁川字濁川および河辺戸島字藤島の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年10月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第24号 仁助橋水管橋補修	秋田市仁井田字新 中島地内	平成19年3月20日	次の①～④の要件を満たしていること。 ①本市の登録業者であること ②東北地方に本社、支店又は営業所等を有すること ③建設業法（昭和22年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査（直近の審査結果通知書）において鋼構造物工事および水道施設工事の許可を受けていること ④口径400mm以上の水管橋補修の実績があり、かつ不断水工法による空気弁等の取付け実績があること （基本的要件については別に記載）

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

ウ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年10月31日(火) 午後2時00分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成18年11月2日(水)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年10月24日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 施工実績調書（別記様式2（省略））
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））（資格者証の写しを添付）
 - エ 直近の経営事項審査結果通知書の写し
- (2) 申込書等の提出
 - 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
 - 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成18年10月13日(金)から平成18年10月24日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第23号 仁井田浄水場ろ過池 表洗配管修理	秋田市上下水道局 仁井田浄水場（秋 田市仁井田字新中 島221-2）	平成19年1月26日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①機械器具設置工事A級 ②秋田県内の浄水場における水処理設備の施工実績があること。 （基本的要件については別に記載）

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年10月31日(火) 午後1時30分
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年10月27日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成18年10月13日(金)から平成18年10月30日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年10月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成18年11月2日(休)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札

を1回に限り行う。

- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年10月24日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
イ 施工実績調書（別記様式2（省略））
ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））
（資格者証の写しを添付）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成18年10月13日(金)から平成18年10月24日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
(3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年10月27日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成18年10月13日(金)から平成18年10月30日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成18年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成18年10月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

賦課対象区域

手形字西谷地および手形字山崎の各一部（別添図面（省略））に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地

